

大山町地域防災計画

【 資 料 編 】



平成29年度 修正

大 山 町

大山町地域防災計画【資料編】

目 次

【共通対策偏】				
第1章 総 則				
本編節	本編頁	資料番号	資料名	資料編頁
第2節	5	資料1	過去の災害記録	1
第2章 災害予防計画				
本編節	本編頁	資料番号	資料名	資料編頁
第2節	17	資料2	大山町防災会議委員一覧	2
		資料3	大山町防災会議条例	3
		資料4	大山町災害対策本部条例	4
	18	資料5	災害時における協定等	5
第3節	20	資料6	防災連絡責任者	7
第6節	23	資料7	防災行政無線施設(同報系)一覧	8
		資料8	災害時優先電話一覧	10
第8節	24	資料9	防災資機材保有状況	10
		資料10	連携備蓄現況一覧	11
第10節	26	資料11	消防団の現状	12
		資料12	自主防災組織設置状況	12
	27	資料13	保管機材の点検責任者	17
		資料14	消防用機械、消防水利の現況	17
第13節	39	資料15	指定緊急避難場所及び指定避難所の状況	21
	40	資料16	特設公衆電話設置場所一覧	24
第14節	42	資料17	孤立が予想される集落	24
		資料18	ヘリコプター離着陸場一覧	25
第35節	58	資料19	文化財の現況	25
第3章 災害応急対策計画				
本編節	本編頁	資料番号	資料名	資料編頁
第6節	91	資料20	警報伝達先	27
	98	資料21	被害状況等報告様式	28
		資料22	災害報告取扱要領による報告様式	36
		資料23	被害程度等の認定基準	40
	100	資料24	火災・災害等即報要領による報告様式	42
第8節	107	資料25	通信設備の状況	49
		資料26	中国地方非常通信協議会構成機関	49
第10節	109	資料27	建設機械等の現況	50

第 1 3 節	112	資料 2 8	部隊等の災害派遣要請申請書	51
	115	資料 2 9	部隊等の撤収要請申請書	52
			資料 3 0	派遣部隊に関する報告様式
第 1 4 節	118	資料 3 1	事前措置の予告通知様式	53
第 1 6 節	134	資料 3 2	避難所設置及び収容状況	54
第 1 8 節	138	資料 3 3	被災者救出状況記録簿	54
第 1 9 節	139	資料 3 4	医療機関一覧	55
		資料 3 5	医療、助産に必要な医薬品等の調達	55
		資料 3 6	救護活動状況	56
第 2 1 節	143	資料 3 7	鳥取県災害救助法施行細則 (別表)	57
		資料 3 8	遺体の埋葬等に係る経費の限度	63
		資料 3 9	火葬場及び埋葬場の現況	63
		資料 4 0	埋葬及び遺体処理台帳	63
第 2 2 節	144	資料 4 1	自動車の保有状況	64
	145	資料 4 2	緊急通行車両の標章	65
		資料 4 3	緊急通行車両確認証明書	65
		資料 4 4	輸送記録簿	66
第 2 6 節	150	資料 4 5	炊き出し施設の状況	66
		資料 4 6	炊き出しの給与状況	67
		資料 4 7	炊き出し等の費用の限度	67
第 2 7 節	151	資料 4 8	救援物資の給与状況	68
	152	資料 4 9	救助物資給与及び貸与基準	68
第 2 8 節	153	資料 5 0	飲料水の供給簿	69
	154	資料 5 1	応急給水用資器材保有状況	69
第 2 9 節	156	資料 5 2	清掃設備の状況	70
第 3 0 節	159			
第 3 0 節	159	資料 5 3	障害物除去の状況	71
第 3 1 節	161	資料 5 4	防疫用資材、薬剤の保有状況	71
第 3 4 節	164	資料 5 5	民間団体の状況	72
第 3 6 節	170	資料 5 6	応急対策要員の従事状況	72
第 4 0 節	177	資料 5 7	り災(被災)証明書の様式	73
第 4 1 節	177	資料 5 8	応急仮設住宅の規模及び費用の限度	79
	178	資料 5 9	応急仮設住宅台帳	79
	179	資料 6 0	住宅の応急修理の費用の限度額	79
		資料 6 1	住宅応急修理記録簿	79
		資料 6 2	建設業者一覧表	80
第 4 2 節	180	資料 6 3	大山町被災者住宅再建等支援条例	81
第 4 3 節	184	資料 6 4	学用品の給与状況	84
		資料 6 5	文房具及び通学用品費の限度額	84

【風水害対策偏】**第2章 災害予防計画**

本編節	本編頁	資料番号	資料名	資料編頁
第4節	247	資料66	町道、広域農道の除雪路線及び区間	85
		資料67	国道、県道の除雪路線及び区間	87
		資料68	雪崩危険箇所一覧	88
第5節	248	資料69	海岸保全施設の現況	89
		資料70	漁港等の整備概況	89
第6節	249	資料71	重要水防区域の現況	91
		資料72	水防資材の受払簿	91
第8節	251	資料73	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域一覧	92
		資料74	土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所一覧	96
	252	資料75	山地災害危険地区	100

第3章 災害応急対策計画

本編節	本編頁	資料番号	資料名	資料編頁
第1節	254	資料76	公用負担権限委任証明書	104
		資料77	公用負担命令書	104
	258	資料78	雨量観測所及び水位観測所一覧	105
	261	資料79	水防顛末報告	106
第2節	262	資料80	町内の主な樋門及びため池	107

【大規模事故対策偏】**第2章 災害予防計画**

本編節	本編頁	資料番号	資料名	資料編頁
第5節	270	資料81	危険物取扱公共施設一覧表	108

資 料 偏

【共通対策偏】

第1章	総則	P	1
第2章	災害予防計画	P	2
第3章	災害応急対策計画	P	27

【風水害対策偏】

第2章	災害予防計画	P	85
第3章	災害応急対策計画	P	104

【大規模事故対策偏】

第2章	災害予防計画	P	108
-----	--------	---	-----

資料 1 過去の災害記録

年月 (西暦)	種類 名称	概 要
昭和16年 5月 (1941年)	火災	中高火災 (類焼の平木を含め全焼52戸)
昭和37年 3月 (1962年)	火災	御来屋火災 (11戸全焼)
昭和38年 1月 (1963年)	豪雪	豪雪による被害
昭和38年 7月 (1963年)	豪雨	豪雨による河川の氾濫、床上床下浸水、橋梁の流失、堤防及び護岸の決壊、崖崩れ
昭和39年 7月 (1964年)	豪雨	豪雨による河川の氾濫、床上床下浸水、橋梁の流失、堤防及び護岸の決壊、崖崩れ
昭和43年 3月 (1968年)	火災	明間火災 (全焼9戸)
昭和62年10月 (1987年)	台風19号	豪雨による河川の氾濫、床下浸水、橋梁の流失、堤防及び護岸の決壊、崖崩れ
平成 3年 9月 (1991年)	台風19号	強風による家屋、公共施設、農作物の被害
平成12年10月 (2000年)	鳥取県 西部地震	負傷者 3名 家屋損壊(住家半壊2棟、一部半壊146棟、非住家一部損壊26棟) 墓石倒壊多数、公共施設(学校、保健福祉センター等)の被害
平成16年 9月 (2004年)	台風18号	負傷者 2名 強風による家屋、農業施設等への被害
平成17年 9月 (2005年)	台風14号	強風による家屋、農業施設等への被害
平成22年 7月 (2010年)	豪雨	豪雨による河川の氾濫、床上床下浸水、農業施設等への被害
平成23年 1月 (2011年)	豪雪	死亡 1名 豪雪による被害、国道9号大渋滞
平成23年 9月 (2011年)	台風12号	豪雨による河川の氾濫、橋梁の流失、床上床下浸水、農業施設等への被害
平成28年1月 (2016年)	寒波	水道施設被害 約200戸
平成28年10月 (2016年)	鳥取県 中部地震	家屋損壊(軽微な一部損壊数軒)

資料2 大山町防災会議委員一覧

大山町防災会議会長

所属	職名	氏名	備考
大山町	町長	竹口 大紀	大山町防災会議条例第3条第2項

大山町防災会議委員

所属	職名	氏名	備考
国土交通省 倉吉河川国道事務所	所長	神宮 祥司	大山町防災会議条例第3条第5項第1号 (地方指定行政機関)
西部総合事務所 地域振興局	局長	広瀬 龍一	同条例第3条第5項第2号 (鳥取県職員)
琴浦大山警察署	管理官	土井 清道	同条例第3条第5項第3号 (町所管の警察署職員)
大山町	副町長	小谷 章	同条例第3条第5項第4号 (大山町職員)
大山町	建設課長	大前 満	同条例第3条第5項第4号 (大山町職員)
大山町	福祉介護課長	松田 博明	同条例第3条第5項第4号 (大山町職員)
大山町教育委員会	教育長	鷺見 寛幸	同条例第3条第5項第5号 (教育長)
大山町消防団	団長	陶山 友文	同条例第3条第5項第6号 (消防団長)
大山消防署	署長	齊藤 孝志	同条例第3条第5項第7号 (町所管の消防署職員)
西日本電信電話株式会社 鳥取支店	支店長	高須 幸敏	同条例第3条第5項第8号 (指定公共機関)
中国電力株式会社 米子営業所	所長	松屋 親広	同条例第3条第5項第8号 (指定公共機関)
社会福祉法人 大山町社会福祉協議会	福祉総務課長	日野 育子	同条例第3条第5項第9号 (学識経験者)
大山町女性団体連絡協議会	副会長	荒金恵美子	同条例第3条第5項第9号 (学識経験者)

資料3 大山町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、大山町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大山町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 1人
 - (2) 鳥取県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 2人以内
 - (3) 鳥取県警察の警察官のうちから町長が任命する者 1人
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指定する者 若干人
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 鳥取県西部広域行政管理組合消防局大山消防署の職員のうちから町長が任命する者 1人
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者 若干人
 - (9) 主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 若干人
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鳥取県の職員、関係指定公共機関の職員、町の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 本会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第20号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月 日条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 大山町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、大山町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 災害対策基本法第23条の2第4項の事務
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第2項の事務

(組織)

第3条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第5条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則(平成24年8月31日条例第18号)

この条例は、平成24年9月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料5 災害時における協定等

大山町では、災害時における円滑な連絡体制や協力体制の確立を図ること、また被害の軽減を図り、地域住民の安全確保に寄与することなどを目的として各種の協定を締結をしている。

協定名	締結年月日	締結先	備考
災害時の相互応援に関する協定書	平成 8年 3月29日	鳥取県、県内市町村	
災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定書	平成13年11月19日	社団法人鳥取県管工業協業協会整備支部	鳥取県西部市町村、鳥取県企業局、
鳥取県西部広域消防協定書	平成17年 5月 1日	鳥取県西部広域行政管理組合 管理者	鳥取県西部市町村
災害時における災害車両の撤去等に関する協定	平成17年 6月13日	社団法人日本自動車連盟 中国本部鳥取支部 支部長	鳥取県、県内市町村
緊急事態における隊友会の協力に関する協定	平成18年 3月28日	社団法人隊友会鳥取県隊友会 会長	〃
災害緊急放送に関する相互協定	平成19年 7月23日	株式会社中海テレビ放送 代表取締役	
災害時における応急対策業務等に関する基本協定書	平成20年 5月28日	大山町建設業協議会 会長	
災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書	平成20年10月20日	特定非営利活動法人日本レスキュー協会	鳥取県、県内市町村
災害対応型自動販売機設置運用に関する協定書	平成21年12月16日	コカ・コーラウエスト株式会社 代表取締役副社長兼チーフオフィサー	
施設利用に関する覚書	平成22年 4月 1日	鳥取県八橋警察署 署長	平成29年5月～琴浦大山警察署に名称変更
行方不明者の捜索における消防団相互派遣協定書	平成23年 6月 1日	米子市長、境港市長、日吉津村長、南部町長、伯耆町長、日南町長、日野町長、江府町長	
災害時における情報交換に関する協定書	平成23年 7月 4日	国土交通省 中国地方整備局長	
災害時における応急生活物資供給等の支給に関する協定書	平成24年10月15日	鳥取県生活協同組合 代表理事理事長	
災害時における相互応援協定書	平成24年12月17日	八頭町	
災害時における相互応援に関する協定書	平成25年 3月21日	兵庫県養父市	

協定名	締結年月日	締結先	備考
災害時における要援護者の一時避難のための施設利用に関する協定書	平成25年 3月25日	(医) 佐々木医院、 (福) 大山町社会福祉協議会、(医) 美穂会、(福) 敬仁会、 (医) キマチ外科・整形外科医院、(福) 和貴、(福) 慶愛会、 (福) 麗明会	
災害時における被災車両の撤去等に関する協定	平成25年 3月26日	山陰E L Vリサイクル協議会 会長	鳥取県、県内市町村
危機事象発生時相互応援協定	平成25年 6月 6日	徳島県町村会 会長	鳥取県県内町村
中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書	平成25年 7月23日	鳥根県松江市長、出雲市長、安来市長、米子市長、境港市長	鳥取県西部町村
災害時における物資供給に関する協定書	平成25年 8月 1日	NPO法人コメリ災害対策センター 理事長	
特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定書	平成25年 9月30日	西日本電信電話株式会社 鳥取支店長	
災害発生時相互協力に関する協定	平成25年12月 3日	西日本旅客鉄道株式会社 米子支社長	鳥取県、県内市町村
災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	平成26年 2月 3日	中国電力株式会社 米子営業所長	
緊急用LPガスの調達に関する協定書	平成26年 5月30日	一般社団法人鳥取県LPガス協会西部支部支部長	鳥取県西部市町村
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	平成27年 7月 8日	一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会 会長	鳥取県西部町村
災害発生時における郵便局の協力に関する協定 地域における協力に関する協定	平成29年 9月22日	日本郵便株式会社 大山町内郵便局 代表 御来屋郵便局長	

資料6 防災連絡責任者

課名	区分	正		副	
		氏名	連絡方法	氏名	連絡方法
総務課		課長	口頭、電話 庁内LAN 防災行政無線 CATV	上席職員	口頭、電話 庁内LAN 防災行政無線 CATV
会計課		〃	〃	〃	〃
税務課		〃	〃	〃	〃
住民生活課		〃	〃	〃	〃
企画情報課		〃	〃	〃	〃
福祉介護課		〃	〃	〃	〃
健康対策課		〃	〃	〃	〃
水道課		〃	〃	〃	〃
議会事務局		事務局長	〃	〃	〃
幼児・学校教育課		課長	〃	〃	〃
人権・社会教育課		〃	〃	〃	〃
建設課		〃	〃	〃	〃
観光商工課		〃	〃	〃	〃
農林水産課		〃	〃	〃	〃
地籍調査課		〃	〃	〃	〃
農業委員会事務局		事務局長	〃	〃	〃

資料7 防災行政無線施設（同報系）一覽

局名	所在地	種別	空中線電力(W)	空中線周波数(MHz)	スピーカ数
大山町本庁	御来屋328番地	統制局	10.0	60.485	4
中山支所	赤坂66番地	遠隔制御局			
大山支所	末長500番地	遠隔制御局			
本庁宿直室	御来屋328番地	遠隔制御局			
中山支所	赤坂66番地	中継局(親局向け)	10.0	60.485	
		中継局(再送信子局向け)	5.0	62.645	
		屋外拡声子局		62.645	4
梶原	加茂12番2	屋外拡声子局	0.1(有)	60.485	4
大雀海岸	大塚743番地1の先	屋外拡声子局	0.01(有)	60.485	2
庄内保育所	押平741番2	屋外拡声子局	0.1(有)	60.485	4
人権交流センター	茶畑1077番地3	屋外拡声子局	0.5(有)	60.485	4
高田	高田259番地	屋外拡声子局	0.1(有)	60.485	4
坊領	坊領368番地	屋外拡声子局	1.0(有)	60.485	3
大山小学校	佐摩340番地	屋外拡声子局	1.0(有)	60.485	3
農村環境改善センター	今在家611番地	屋外拡声子局	1.0(有)	60.485	3
蔵岡	豊房385番地1	屋外拡声子局	0.5(有)	60.485	3
畑・別所	豊房883番地5	屋外拡声子局	1.0(有)	60.485	3
飯戸	飯戸678番地	屋外拡声子局	1.0(有)	60.485	2
種原	飯戸1046番地1	屋外拡声子局	5.0(有)	60.485	2
大山	大山40番地1	再送信局(親局向け)	1.0	60.485	
		再送信局(子局向け)	1.0	63.665	
		屋外拡声子局	1.0(有)	60.485	3
香取農協	豊房2025番地	再送信局(親局向け)	0.5	60.485	
		再送信局(子局向け)	0.5	65.540	
		屋外拡声子局	0.5(有)	60.485	3
神田	加茂2675番1	屋外拡声子局	0.5(有)	60.485	3
上大山	門前955番	屋外拡声子局	0.1(有)	60.485	4
陣構	東坪2473番	屋外拡声子局	0.3(有)	60.485	3
旧奈和	加茂873番3	再送信局(親局向け)	0.1	60.485	
		再送信局(子局向け)	0.5	65.540	
		屋外拡声子局	0.1(有)	60.485	3
名和総合運動公園	名和1247番地1	屋外拡声子局	0.01(有)	60.485	2
東坪	東坪956番1	再送信局(親局向け)	0.01	60.485	
		再送信局(子局向け)	0.5	63.515	
		屋外拡声子局	0.01(有)	60.485	4
小坪港	東坪96番地1	屋外拡声子局	0.1(有)	60.485	2
光徳小学校跡	東坪505番地	屋外拡声子局	0.5(有)	60.485	2
豊成展望駐車場	豊成2982番地	屋外拡声子局	0.1(有)	60.485	2
長田	長田131番地	再送信局(親局向け)	0.5	60.485	
		再送信局(子局向け)	1.0	65.495	
		屋外拡声子局	0.5(有)	60.485	3

局名	所在地	種別	空中線電力 (W)	空中線 周波数 (MHz)	ス ピー ク 数
御崎漁港	御崎490番地1	屋外拡声子局	0.001 (有)	62.645	2
逢坂港	塩津552番地1	屋外拡声子局	0.01 (有)	62.645	2
中尾	塩津373番地	屋外拡声子局	0.01 (有)	62.645	5
ふるさとフォーラム	赤坂706番地1	屋外拡声子局	0.01 (有)	62.645	2
下市	下市82番地1	屋外拡声子局	0.3 (有)	62.645	4
松河原	松河原229番地1	屋外拡声子局	0.1 (有)	62.645	3
中池谷	住吉354番地1	屋外拡声子局	0.1 (有)	62.645	4
林之峯北	下市756番地1	屋外拡声子局	0.1 (有)	62.645	2
林之峯南	殿河内765番地5	屋外拡声子局	0.1 (有)	62.645	2
高橋	高橋306番地1	再送信局(親局向け)	1.0	62.645	
		再送信局(子局向け)	0.01	65.495	
		屋外拡声子局	1.0 (有)	62.645	3
報国	羽田井1418番地339	屋外拡声子局	0.3 (有)	62.645	4
二本松	下市841番地68	屋外拡声子局	1.0 (有)	62.645	4
萩原	羽田井1703番地1	屋外拡声子局	5.0 (有)	62.645	4
羽田井	羽田井380番地	屋外拡声子局	0.5 (有)	62.645	2
束積	束積312番地1	屋外拡声子局	0.1 (有)	62.645	4
潮音寺	潮音寺98番地	屋外拡声子局	0.01 (有)	62.645	4
中林	田中1029番地2	屋外拡声子局	0.01 (有)	62.645	4
福尾	福尾935番地	屋外拡声子局	0.1 (有)	65.495	3
国信・末吉	国信918番地先	屋外拡声子局	0.1 (有)	65.495	5
上野	上野139番地	屋外拡声子局	0.1 (有)	65.495	3
所子	所子218番地2	屋外拡声子局	0.1 (有)	65.495	3
唐王	唐王652番地1	屋外拡声子局	0.1 (有)	65.495	2
中高	神原195番地4	屋外拡声子局	0.1 (有)	65.495	4
平	平299番地	屋外拡声子局	1.0 (有)	65.495	3
大山支所	末長500番地	屋外拡声子局	0.1 (有)	65.495	3
荘田	荘田99番地1	屋外拡声子局	0.01 (有)	65.495	4
妻木	妻木493番地2	屋外拡声子局	0.1 (有)	65.495	4
安原	安原173番地	再送信局(親局向け)	1.0	65.495	
		再送信局(子局向け)	0.1	63.515	
		屋外拡声子局	1.0 (有)	65.495	3
上万	上万195番地	屋外拡声子局	0.5 (有)	65.495	4
平田漁港	平田66番地1	屋外拡声子局	1.0 (有)	65.495	2
中楨原	赤松572番地637	屋外拡声子局	0.3 (有)	63.665	2
下楨原	赤松2459番地247	屋外拡声子局	0.5 (有)	63.665	2
一の谷	赤松2591番地	再送信局(親局向け)	0.1	63.665	
		再送信局(子局向け)	1.0	65.540	
		屋外拡声子局	0.1 (有)	63.665	3
赤松	赤松1358番地7	屋外拡声子局	1.0 (有)	63.665	3
明間	赤松294番地1	屋外拡声子局	0.1 (有)	63.665	2

注：空中線電力欄の(有)は、アンサーバック機能有

資料8 災害時優先電話一覧

(平成30年3月現在)

電話番号	設置場所(機関)
0858-49-3012	福祉センターなかやま
0858-49-3310	生活想像館
0858-58-2014	中山中学校
0858-58-2334	中山公民館
0858-58-2401	中山ふれあいセンター
0858-58-2439	中山小学校
0858-58-3967	中山農業者トレーニングセンター
0858-58-6115、6116	中山支所
0859-52-2502	大山観光案内所
0859-53-3003	大山公民館
0859-53-3020	大山中学校
0859-53-3056、3071	大山支所
0859-53-3104	大山小学校
0859-53-3228	大山西小学校
0859-53-3865	中高ふれあい文化センター
0859-53-3990、5333	大山口診療所
0859-53-4167	こうれいコミュニティセンター
0859-53-8002	大山診療所
0859-53-8139	大山農村環境改善センター
0859-54-2024	名和中学校
0859-54-2035	名和農業者トレーニングセンター
0859-54-2068	名和診療所
0859-54-2070	名和小学校
0859-54-2286	人権交流センター
0859-54-2688	名和公民館
0859-54-3112、3113、5204	大山町役場
0859-54-6026	保健福祉センターなわ
	以上32回線

資料9 防災資機材保有状況

(平成30年3月現在)

品名	数量	品名	数量	品名	数量
ビニール土のう	1,980俵	掛矢	14丁	ワイヤーロープ	200m
ビニールシート	518枚	たこつち	0丁	唐ぐわ	15丁
むしろ	0枚	なた	7丁	スコップ	64丁
縄又はロープ	80kg	おの	0丁	とび口	0丁
木材(2m)	190本	鎌	22丁	一輪車	6台
鉄線	30kg	ツルハシ	13丁	携帯ラジオ	20個
かすがい(18cm)	0丁	のこぎり	4丁	投光器	5個

資料 10 連携備蓄現況一覧

(平成30年3月現在)

品 目		備 蓄 数 量				目標備蓄数量
		名和本庁	中山支所	大山支所	合 計	
① 乾パン等 (うちクラッカー)	通常分	716食 (140食)	396食 (140食)	396食 (140食)	1,508食 (420食)	1,126食
	アレルギー対策分	25食	—	—	25食	23食
② アルファ 米がゆ等	通常分	1,350食	450食	400食	2,200食	766食
	アレルギー対策分	75食	—	—	75食	—
③ 粉乳・ミルク	通常分	—	—	—	0缶	2.7缶
	アレルギー対策分	—	—	—	0缶	0.3缶
④ 保存水(ペットボトル)		1,788 ^{リットル}	1,248 ^{リットル}	1,176 ^{リットル}	4,212 ^{リットル}	1,654 ^{リットル}
⑤ 飲料水用ポリタンク		240個	120個	110個	470個	236個
⑥ 哺乳ビン		32個	7個	4個	43個	10個
⑦ トイレットペーパー		96ロール	24ロール	8ロール	128ロール	26ロール
⑧ 生理用品		684個	90個	60個	834個	130個
⑨ 折畳式簡易トイレ (パック式セット)	トイレ本体	7セット	4セット	4セット	15セット	22セット
	収集袋及び凝固剤	700袋	400袋	400袋	1,500袋	3,570袋
⑩ 毛布		577枚	303枚	27枚	907枚	638枚
⑪ 紙おむつ(大人用)		900枚	28枚	—	928枚	72枚
⑫ 紙おむつ(子ども用)		1,740枚	28枚	290枚	2,058枚	80枚
⑬ 救急医療セット		21セット	11セット	10セット	42セット	24セット
⑭ 懐中電灯		99個	40個	22個	161個	128個
⑮ ラジオ		51台	20台	6台	77台	47台
⑯ 乾電池(単1、単3)		244本	78本	60本	382本	350本
⑰ 防水シート (グラウンドシート)		200枚	273枚	45枚	518枚	319枚
⑱ ロープ (シート張、救助用)		45巻	20巻	30巻	95巻	32巻
⑲ タオル		282枚	120枚	—	402枚	638枚
⑳ ウェットティッシュ		350袋	—	—	350袋	348袋

※ 目標備蓄数量は、鳥取県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領による。

資料 1 1 消防団の現状

(平成30年3月現在)

分団名等	団員数	出動区域	管轄区域
本部団	8名	全町	全町
中山第1分団	15名	中山地区	下中山地区
中山第2分団	14名		逢坂地区
中山第3分団	15名		上中山地区
中山第4分団	14名		中山地区全域
名和第1分団	14名	名和地区	名和地区全域
名和第2分団	14名		名和地区全域
名和第3分団	13名		名和地区全域
大山第1分団	15名	大山地区	所子地区
大山第2分団	13名		高麗地区
大山第3分団	14名		大山地区
大山第4分団	14名		大山地区全域
大山町消防団合計	163名		

資料 1 2 自主防災組織設置状況

(中山地区)

(平成30年3月現在)

集落等の名称	人口	世帯数	一時避難場所等	自主防災組織
羽田井	202	70	羽田井公民館	
束積	160	53	上中山コミュニティセンター	有
八重	114	35	八重集会所	有
樋口	107	29	樋口集会所	有
石井垣	135	42	石井垣集会所	有
報国	46	15	報国集会所	有
萩原	44	14	萩原集会所	
潮音寺	90	27	潮音寺公民館	有
栄田	75	25	栄田集会所	有
内蔵	74	29	内蔵中集会所	
中山口	86	30	中山口公民館	有
阿弥陀山	31	11	下中山保育所	
金屋	79	32	金屋公民館	
中山Mコーポ	2	2	中山ふれあいセンター	
下田中1区	116	44	下田中児童館	
下田中2区	90	28	中山ふれあいセンター	
中林	120	40	中林老人憩いの家	
浜ノ上団地	53	21	浜ノ上団地集会所	
植松	92	35	植松公民館	有
北御崎	51	19	北御崎公民館	有
南御崎	112	33	南御崎集会所	
下甲	153	45	下甲公民館	有
曲松	69	27	曲松公民館	有

集落等の名称	人口	世帯数	一時避難場所等	自主防災組織
赤坂	156	51	赤坂公民館	有
春日	1	1	中山農業者トレーニングセンター	
因ノ庄	1	1	中山農業者トレーニングセンター	
ナスパルタウン	211	68	友好館	有
西住吉	7	4	中山農業者トレーニングセンター	
退休寺	90	31	退休寺公民館	有
高橋	130	37	高橋集会所	有
殿河内	93	29	殿河内集会所	有
上市	191	60	上市公民館	有
住吉	114	39	住吉集会所	有
中池谷	21	10	中山農業者トレーニングセンター	
塩津	109	32	塩津公民館	有
中尾	135	49	中尾集会所	有
中尾(若者向け住宅)	21	13	中山公民館	
下市駅前	77	32	下市駅前集会所	有
岡	138	37	岡公民館	有
下市	173	62	下市公民館	有
松河原	178	53	松河原公民館	有
長野	129	42	長野集会所	有
庄田	16	6	庄田公民館	
大中尾	17	4	二本松集会所	
林之峯	37	11	林之峯集会所	有
二本松	66	23	二本松集会所	
香取	43	15	香取開拓農協香雲荘	
さざんか台団地	150	49	さざんか台団地集会所	
中山地区計	4,405	1,465		27集落

(名和地区)

集落等の名称	人口	世帯数	一時避難場所等	自主防災組織
富長東	159	52	富長東研修集会所	有
富長中	82	32	富長中多目的研修集会所	有
富長西	70	31	富長西多目的生活共同施設	有
古御堂	108	35	古文原ふるさと会館	
文珠領	49	14	古文原ふるさと会館	
古原	42	17	古文原ふるさと会館	有
茶畑	100	29	茶畑公民館	有
東高田	60	20	東高田公民館	有
上高田	80	29	上高田集会所	有
新高田	106	41	新高田集会所	
西高田	44	13	西高田公民館	有
押平1区	101	38	押平中央集会所	有
押平2区	104	35	押平中央集会所	有
押平3区	191	70	人権交流センター	有
押平	59	14	押平公民館	有

集落等の名称	人口	世帯数	一時避難場所等	自主防災組織
中 村	77	20	中村公民館	
塚 根	45	15	塚根多目的生活共同施設	
大 塚	84	25	大塚公民館	有
福 田	29	10	福田多目的共同生活施設	
大 雀	56	20	大雀多目的生活共同施設	有
南高田	68	27	南高田集会所	
千 歳	52	51	玉真園	
上 福	176	68	上福集会所	有
古原(かずき)	8	8	和貴	
坪田1区	51	19	下坪田公民館	有
坪田2区	80	27	上坪田公民館	有
坪田3区	155	48	名和農業者トレーニングセンター	有
東 谷	59	16	東谷多目的研修集会施設	有
門 前	64	22	門前多目的研修集会施設	有
梶 原	109	38	梶原多目的研修集会施設	有
旧奈和	137	42	旧奈和公民館	有
下大山	63	16	下大山公民館	
下大山 (大山ロイヤルヒルズ)	21	11	人権交流センター	
上大山	98	33	上大山集会所	有
営 団	18	6	営団公民館	
渡 道	41	14	渡道集会所	有
栃 原	17	6	名和農業者トレーニングセンター	
神 田	48	19	神田地区集会所	有
香取弥生	21	8	香取開拓農協香雲荘	
新坪田	238	80	保健福祉センターなわ	有
御来屋東区	120	39	御来屋東区公民館	有
御来屋1区	133	55	御来屋1区公民館	有
御来屋2区	90	35	名和公民館	有
御来屋3区	84	28	名和公民館	有
御来屋4区	43	20	名和公民館	有
御来屋5区	43	21	保健福祉センターなわ	有
御来屋6区	70	31	保健福祉センターなわ	有
御来屋7区	84	29	保健福祉センターなわ	有
御来屋8区	26	13	保健福祉センターなわ	有
御来屋9区	47	19	保健福祉センターなわ	有
御来屋10区	50	26	保健福祉センターなわ	有
御来屋11区	93	36	御来屋11区公民館	有
御来屋南区	103	42	保健福祉センターなわ	有
御来屋港区	47	24	保健福祉センターなわ	(有)
みどり区	154	60	みどり区公民館	有
のぞみ区	95	29	名和公民館	有
御来屋東区(敬仁会)	45	45	ル・ソラリオン名和	
上前谷	109	31	上前谷多目的研修集会所	有

集落等の名称	人口	世帯数	一時避難場所等	自主防災組織
下前谷	65	24	下前谷多目的研修集会施設	有
上木料	75	31	上木料集会所	有
下木料	96	29	下木料公民館	有
倉谷	138	47	倉谷公民館	有
峯小竹	42	12	峯小竹公民館	有
小竹	137	50	小竹公民館	有
上坪東	119	41	上坪東多目的研修集会施設	有
上坪西	140	48	上坪西多目的研修集会施設	
下坪	152	49	下坪公民館	有
西坪	187	58	西坪多目的研修集会施設	有
駅前	47	16	駅前多目的研修集会施設	有
陣構	63	25	陣構農業集落センター	
楽仙	52	19	楽仙集落センター	
ひかりが丘	222	69	名和公民館	有
八景台	28	13	名和公民館	有
名和地区計	6,169	2,233		54集落+1組織

(大山地区)

集落等の名称	人口	世帯数	一時避難場所等	自主防災組織
平田	142	47	平田部落公民館	有
上万	232	73	上万部落公民館	
稲光	128	41	稲光部落公民館	有
妻木	211	64	妻木部落公民館	有
荘田	113	34	荘田部落公民館	有
長田	155	51	長田部落公民館	有
富岡	33	9	富岡部落公民館	
安原	234	71	安原部落公民館	有
保田	88	26	保田部落公民館	有
あずみの郷	128	37	こうれいコミュニティセンター	
福尾	122	36	福尾部落公民館	有
上野	144	45	上野部落公民館	有
所子	235	90	所子部落公民館	有
平木	105	37	平木部落公民館	有
神原	35	13	神原部落公民館	有
上中高	36	12	上中高部落公民館	有
中高一区	194	65	中高ふれあい文化センター	有
中高二区	138	44	中高ふれあい文化センター	有
中高三区	99	38	中高ふれあい文化センター	有
中高西区	170	62	中高ふれあい文化センター	有
野田	95	29	野田部落公民館	有
清原	32	15	清原部落公民館	有
唐王	149	40	唐王部落公民館	有
大山口	327	110	大山口自治会館	有
大山口団地	46	23	大山口団地集会所	

集落等の名称	人口	世帯数	一時避難場所等	自主防災組織
大山口新団地	67	23	大山口団地集会所	
新 栄	69	25	保健福祉センターだいせん	
栄	64	21	栄部落公民館	
末 長	60	21	末長部落公民館	
国 信	248	75	国信部落公民館	有
末 吉	157	50	末吉部落公民館	有
唐王(すらぎの里)	53	53	やすらぎの里	
大 山	133	50	大山自治会館	
種 原	116	30	種原多目的集会所	有
飯 戸	80	26	飯戸部落公民館	有
今在家	60	20	今在家部落公民館	有
今在家(めぐみ館)	15	15	大山農村環境改善センター	
佐 摩	181	59	佐摩部落公民館	有
宮 内	111	29	宮内部落公民館	有
平	80	26	平部落公民館	有
坊 領	273	83	坊領部落公民館	有
蔵 岡	64	23	蔵岡部落公民館	有
前	60	20	前部落公民館	有
畑	49	15	畑多目的集会所	有
香取上	33	10	香取開拓農協香雲荘	
香取下	34	14	香取開拓農協香雲荘	
別 所	55	22	別所部落公民館	有
原	55	19	原多目的集会所	有
下禎原	32	14	下禎原多目的研修集会所	
大 谷	3	2	大谷多目的研修集会所	
一の谷	40	16	一の谷多目的研修集会所	
赤 松	207	70	赤松多目的研修集会所	有
中禎原	22	10	中禎原多目的研修集会所	有
明 間	24	11	明間多目的研修集会所	有
美野留	21	7	中禎原多目的研修集会所	有
あけまの森	52	20	大山農村環境改善センター	
今在家住宅	45	21	大山農村環境改善センター	
大山地区計	5,954	2,012		39集落
合計	16,528	5,710		120集落+1組織

資料 1 3 保管機材の点検責任者

分団名等	点検責任者	保 管 機 材
中山第 1 分団	分団長	消防ポンプ自動車1台
中山第 2 分団	〃	消防ポンプ自動車1台
中山第 3 分団	〃	消防ポンプ自動車1台
中山第 4 分団	〃	小型動力ポンプ付積載車 1 台
名和第 1 分団	〃	消防ポンプ自動車1台
名和第 2 分団	〃	消防ポンプ自動車1台
名和第 3 分団	〃	消防ポンプ自動車1台
大山第 1 分団	〃	消防ポンプ自動車1台
大山第 2 分団	〃	消防ポンプ自動車1台
大山第 3 分団	〃	消防ポンプ自動車1台
大山第 4 分団	〃	小型動力ポンプ付積載車 1 台

資料 1 4 消防用機械、消防水利の現況

(中山地区)

(平成 3 0 年 3 月現在)

集落名	消防機械			消防水利		
	ポンプ自動車	小型ポンプ自動車	小型動力ポンプ	40m ³ 級以上	40m ³ 級以下	プール
羽田井			1	4		
束 積			1			1
八 重			1	3		
樋 口	1			3		
石井垣			1	3		
萩 原			1	3		
潮音寺			1	3		
栄 田			1			
内 蔵			1	1		
中山口				1		
阿弥陀山				1		
金 屋				2		
中山Mコーポ				1		
下田中 1 区			1	2		
下田中 2 区				1		
中 林			1	2		
浜ノ上団地			1	1		
植 松			1	1		1
北御崎			1	2		
南御崎				1		
下 甲	1			4		
曲 松			1		1	
赤 坂			1	2		
ナスパルタウン				1		
退休寺			1	2		

集落名	消防機械			消防水利		
	ポンプ自動車	小型ポンプ自動車	小型動力ポンプ	40m ³ 級以上	40m ³ 級以下	プール
高橋			1		1	
殿河内			1	1		
上市			1	3		1
住吉			1	2		1
さざんか台団地					1	
塩津			1	3		
中尾			1	4		
下市駅前				1		
岡			1	1		
下市	1			1		
松河原			1	2		
長野			1	2	1	
合計	3		25	64	4	4

(名和地区)

集落名	消防機械			消防水利		
	ポンプ自動車	小型ポンプ自動車	小型動力ポンプ	40m ³ 級以上	40m ³ 級以下	プール
富長東			1	3		
富長中				1	1	
富長西				2	1	
古御堂				1		
古原			1	1		
茶畑			1	3	1	
東高田				2	1	
上高田				1		
新高田				4		
西高田			1			
押平1区			1	2		
押平2区				3	1	
押平3区				4		
押平			1			
中村				2		
塚根				1		
大塚			1	1	2	
福田			1			
大雀				1		
南高田					1	
千歳				1		
上福			1	3		
坪田1区			1			
東谷			1			
門前			1	2		

集落名	消防機械			消防水利			
	ポンプ自動車	小型ポンプ自動車	小型動力ポンプ	40m ³ 級以上	40m ³ 級以下	プール	
梶原			1				
旧奈和			1	2			
下大山				2			
上大山				3			
営団				1			
神田				3			
新坪田						1	
御来屋東区	3			1			
御来屋1区				3			
御来屋2区				1			
御来屋3区				1			
御来屋4区				1			
御来屋5区				1			
御来屋6区							
御来屋7区					1		1
御来屋8区							
御来屋9区							
御来屋10区						1	
御来屋11区						1	
御来屋南区						2	
みどり区				2			
のぞみ区				1			
上前谷			1	6			
下前谷			1	3			
上木料				4			
下木料				2			
倉谷			1	4			
峯小竹				2	1		
小竹			1	6			
上坪東			1	3			
上坪西				3			
下坪			1	4	1		
西坪			1	7			
駅前				1			
陣構				2			
楽仙				2			
ひかりが丘				1			
合計	3	0	21	115	9	3	

(大山地区)

集落名	消防機械			消防水利		
	ポンプ自動車	小型ポンプ自動車	小型動力ポンプ	40m ³ 級以上	40m ³ 級以下	プール
平 田			1	2		
上 万			1	4	1	
稲 光			1	1	2	
妻 木	1			3	1	
荘 田			1	1		
長 田			1	5	1	
富 岡				1	1	
安 原					1	
保 田			1		1	
福 尾			1	2	2	
上 野			1	1	1	
所 子			1	3	3	1
平 木			1			
中高一区			2	3	1	
中高二区				2		
中高三区				1		
中高西区				3		
野 田			1			
唐 王			1			
大山口	1			1	1	
大山口団地						
大山口新団地						
新 栄						
栄						
末 長				1		1
国 信			1	3		
末 吉				3		
大 山			3	6	1	
種 原			2	2		
飯 戸			1	2		
今在家			1			
佐 摩	1			2	1	
宮 内			1	1	1	
平			1	1	1	
坊 領			2	2		
蔵 岡			1	2		
前			1	1		
畑			1	1		
香取上					1	
別 所			1	2		
原			1	1		

集落名	消防機械			消防水利		
	ポンプ自動車	小型ポンプ自動車	小型動力ポンプ	40m ³ 級以上	40m ³ 級以下	プール
下楨原				1	1	
大谷				1		
赤松			1	3	1	
中楨原				1		
明間				1		
美野留						
今在家住宅						
あずみの郷						
一の谷				1		
合計	3	0	32	71	23	2
総計	9	0	78	250	36	9

資料 15 指定緊急避難場所及び指定避難所の状況

1 指定緊急避難場所及び指定避難所

番号	名称	所在地	施設種別	面積(m ²)	収容人員	避難対象地区	指定緊急避難場所					指定避難所
							風水害	高潮	地震	津波	火災	
1	中山公民館	塩津	建物	※545	181	中山地区全域	○	○	○	○		○
2	中山農村環境改善センター	下甲	建物	※543	181	中山地区全域	○	○	○	○		○
3	保健福祉センターなわ	御来屋	建物	※805	268	名和地区全域	○	○	○	○		○
4	人権交流センター	茶畑	建物	※295	98	名和地区全域	○	○	○	○		○
5	保健福祉センターだいせん	末長	建物	※1,374	458	大山地区全域	○	○	○	○		○
6	大山農村環境改善センター	今在家	建物	※363	121	大山地区全域	○	○	○	○		○
7	中山小学校	下甲	建物	※600	200	中山地区全域	○	○	○	○		○
			敷地	※13,762	4,587		○	○	○	○	○	
8	中山中学校	下甲	建物	※1,073	357	中山地区全域	○	○	○	○		○
			敷地	※11,607	3,869		○	○	○	○	○	
9	中山農業者トレーニングセンター	下甲	建物	※927	309	中山地区全域	○	○	○	○		○
10	福祉センターなかやま	赤坂	建物	※800	266	中山地区全域	○	○	○	○		○
11	中山みどりの森保育園	赤坂	建物	※1,688	562	下中山地区	○		○			
			敷地	4,830	1,610		○		○		○	

番号	名称	所在地	施設種別	面積(m ²)	収容人員	避難対象地区	指定緊急避難場所					指定避難所
							風水害	高潮	地震	津波	火災	
12	中山ふれあいセンター	田中	建物	※160	53	下中山地区	○		○			
13	中山活性化センター	羽田井	建物	※468	156	上中山地区	○		○			
14	名和小学校	名和	建物	※738	246	名和地区 全域	○		○			○
			敷地	11,263	3,754		○		○		○	
15	名和中学校	名和	建物	※810	270	名和地区 全域	○		○			○
			敷地	15,056	5,018		○		○		○	
16	名和農業者トレーニングセンター	名和	建物	※944	314	名和地区 全域	○	○	○	○		○
17	名和さくらの丘保育園	名和	建物	※1,848	616	名和地区	○		○			
			敷地	※4,295	1,431		○		○		○	
18	庄内保育所	押平	建物	※720	240	庄内地区	○		○			
			敷地	2,758	919		○		○		○	
19	教育研究所 (旧庄内小学校)	古御堂	建物	※480	160	庄内地区	○	○	○	○		
			敷地	※1,110	370		○	○	○	○	○	
20	御来屋漁村センター	御来屋	建物	※148	49	御来屋地区	○		○			
21	名和公民館	御来屋	建物	※513	171	御来屋地区	○		○			○
22	光徳地区多目的研修施設	東坪	建物	※234	78	光徳地区	○		○			
23	旧光徳小学校グラウンド	東坪	敷地	8,780	2,926	光徳地区	○		○		○	
24	夕陽の丘神田	加茂	建物	625	208	名和地区	○		○			
			敷地	17,100	5,700		○		○		○	
25	大山西小学校	末長	建物	※768	256	大山地区 全域	○	○	○	○		○
			敷地	※10,595	3,531		○	○	○	○	○	
26	大山中学校	所子	建物	※755	251	大山地区 全域	○	○	○	○		○
			敷地	※11,064	3,688		○	○	○	○	○	
27	大山きゃらぼく保育園	末長	建物	※2,130	710	所子地区	○		○			
			敷地	3,154	1,051		○		○		○	
28	大山公民館	末長	建物	※456	152	所子地区	○		○			○

番号	名称	所在地	施設種別	面積(m ²)	収容人員	避難対象地区	指定緊急避難場所					指定避難所
							風水害	高潮	地震	津波	火災	
29	こうれいコミュニティセンター	妻木	建物	※336	112	高麗地区	○	○	○	○		
30	中高ふれあい文化センター	平木	建物	※363	121	所子地区	○		○			
31	大山小学校	佐摩	建物	※395	131	大山地区	○		○			○
			敷地	8,736	2,912		○ 洪水		○		○	
32	大山農業者トレーニングセンター	今在家	建物	※894	298	大山地区 全域	○	○	○	○		○
			敷地	10,980	3,660		○	○	○	○	○	
33	大山総合体育館	大山	建物	※2,289	763	大山地区 観光客	○		○			○
34	博労座駐車場	大山	敷地	4,399	1,466	大山地区 観光客	○		○		○	
35	赤松体育館	赤松	建物	※400	133	大山地区	○		○			
36	生活想像館	赤坂	建物	※390	130	中山地区 全域	○		○			○

※ 風水害は、洪水、崖崩れ及び土石流のこと。また火災は、大規模な火事のこと。

※ 収容人員算定については、下記のとおりとした。

- 避難場所 一時避難場所については、自主防災組織又は集落が指定する場所とする。
- 避難所 避難所が不足する場合には、使用可能な公共施設を活用するものとする。
- 収容人員 収容人員は、1人3.0㎡とし、1人未満は切り捨てとした。
- ※印 ※は、建物等の有効面積。
なお、小・中学校の建物は屋内運動場、敷地はグラウンドとした。

2 福祉避難所

番号	施設名	所在地	対象地区	想定収容人数
1	介護老人保健施設はまなす	田中	町内全域	4人(使用可能ベッド数)
2	大山町社会福祉協議会 通所介護だいせん	末長	町内全域	8人(使用可能ベッド数)
3	大山町社会福祉協議会 通所介護ほほえみ	赤坂	町内全域	7人(使用可能ベッド数)
4	介護老人保健施設 小谷苑通所リハビリテーション	西坪	町内全域	10人(使用可能ベッド数)
5	デイサービスセンター ル・ソラリオン名和	西坪	町内全域	4人(使用可能ベッド数)
6	介護老人保健施設 サンライズ名和	富長	町内全域	3人(使用可能ベッド数)
7	サンライズシニアハウス	富長	町内全域	2人(使用可能ベッド数)
8	デイサービスセンター かずき	押平	町内全域	5人(使用可能ベッド数)
9	デイサービス 大山やすらぎの里	唐王	町内全域	5人(使用可能ベッド数)
10	ばんだの里指定通所介護事業所	安原	町内全域	3人(使用可能ベッド数)

資料 1 6 特設公衆電話設置場所一覧

(平成 3 0 年 3 月現在)

名称	住所	回線数
大山町総合体育館	大山 1 4 5 - 1 3	3
大山中学校	所子 3 1 3	3
保健福祉センターだいせん	末長 5 0 3	2
大山西小学校	末長 8 1 - 1	3
大山農業者トレーニングセンター	今在家 6 1 1	2
大山小学校	佐摩 3 4 0	2
名和農業者トレーニングセンター	名和 1 2 4 7 - 1	2
名和中学校	御来屋 6 4 8	3
名和小学校	名和 6 1 0	3
中山小学校	下甲 1 0 2 2	3
中山中学校	下甲 9 5 1 - 1	3
中山農業者トレーニングセンター	下甲 1 0 2 2 - 5	2
保健福祉センターなわ	御来屋 4 6 7	1
	以上 3 2 回線	

資料 1 7 孤立が予想される集落

(平成 3 0 年 3 月現在)

集 落 名	所 在 地	世帯数	人 口	近接集落との距離
退休寺の一部 (樋谷)	大山町退休寺	5世帯	12人	高橋 1.3km
新高田の一部	大山町高田	5世帯	18人	新高田 1.5km
今在家の一部 (三坂)	大山町今在家	2世帯	2人	佐摩 1.3km

資料18 ヘリコプター離着陸場一覧

(平成30年3月現在)

名 称	所在地	連絡先
大山農村運動広場	今在家607	大山町総務課 Tel0859-54-5201 (休日・祝日) Tel0859-54-3111
大山町町民野球場	今在家607	
大山国体広場	大山145-11	
大山町運動広場	大山145-12	
大山農村運動広場駐車場	今在家607	
夕陽の丘神田	加茂2663	山香荘 Tel0859-54-2211
中山野球場	下甲798-1	大山町総務課
逢坂港	塩津	鳥取県漁業共同組合中山支所 Tel 0858-58-2010 (土日・祝日) 支所長 Tel 090-7898-7782
榎原駐車場 (大山隠岐国立公園上榎原公園用地)	赤松	西部総合事務所西部観光商工課大山振興室 Tel 0859-31-9629 (土日・祝日) 西部総合事務所 日直 Tel 0859-34-6211
名和総合運動公園 No.1 (駐車場)	名和1247-1	大山町総務課
名和総合運動公園 No.2 (陸上競技場)	名和1247-1	
名和総合運動公園 No.3 (野球場)	名和1247-1	
名和中学校	名和648	
名和小学校	名和610	

資料19 文化財の現況

(平成30年3月現在)

文化財の名称	所在地	文化財の種類	指定等の区分	防災施設、整備
大山寺阿弥陀堂	大山	建造物	国指定	放水銃・消火器・避雷針・警報ほか
門脇家住宅	所子	建造物	国指定	加圧式消火栓7基、放水銃(ポンプ式)4基、防火水槽84t、警報機ほか
大神山神社奥宮本殿・幣殿・拝殿	大山	建造物	国指定	放水銃・消火器・避雷針・警報ほか
所子伝統的建造物群保存地区	所子	建造物	国選定	消火栓・防火水槽
大山寺旧境内	大山	史跡	国指定	

文化財の名称	所在地	文化財の種類	指定等の区分	防災施設、整備
大神山神社奥宮神門	大山	建造物	県指定	消火器
南門脇家住宅主屋 他11棟	所子	建造物	県指定	消火器・警報受信機
退休寺山門・土塀・勅額	退休寺	建造物	町指定	消火栓
樋口神社本殿	樋口	建造物	町指定	消火器
木造阿弥陀如来坐像 及び両脇侍立像	大山	美術工芸品	国指定	重要文化財阿弥陀堂内
銅造観世音菩薩立像 (一躰)	大山	美術工芸品	国指定	大山寺霊宝閣(防火耐火施設)内
銅造十一面観音立像 (一躰)	大山	美術工芸品	国指定	大山寺霊宝閣(防火耐火施設)内
銅造観世音菩薩立像 (二躰)	大山	美術工芸品	国指定	大山寺霊宝閣(防火耐火施設)内
鉄製厨子	大山	美術工芸品	国指定	大山寺霊宝閣(防火耐火施設)内
梵鐘	大山	美術工芸品	県指定	大山寺霊宝閣(防火耐火施設)内
大山寺文書	大山	美術工芸品	県指定	大山寺霊宝閣(防火耐火施設)内
鉄燭台 天文十九年銘、 同二十二年銘(二基)	大山	美術工芸品	県指定	大山寺霊宝閣(防火耐火施設)内
木造阿弥陀如来坐像	前	美術工芸品	県指定	消火器、防犯
清見寺木造千手観音立像	長田	美術工芸品	町指定	消火器
赤坂大五輪塔	赤坂	美術工芸品	町指定	なし
三人五輪	坪田	美術工芸品	町指定	なし
故伯耆守名和君碑	坪田	美術工芸品	町指定	なし
ハンボ塚古墳出土埴輪	名和 公民館	美術工芸品	町指定	消火栓・消火器
木造不動明王坐像	大山	美術工芸品	町指定	大山寺霊宝閣(防火耐火施設)内
大神山神社奥宮 八角御輿	大山	美術工芸品	町指定	重要文化財大神山神社奥宮内
大神山神社石の大鳥居	大山	登録有形 文化財	国登録	なし
遠藤家住宅主屋 他4棟	坊領	登録有形 文化財	国登録	消火器
南門脇家住宅南納屋 他2棟	所子	登録有形 文化財	国登録	消火器・警報受信機
東門脇家住宅主屋 他8棟	所子	登録有形 文化財	国登録	消火器・警報受信機
美甘家住宅主屋 他6棟	所子	登録有形 文化財	国登録	消火器
地藏信仰が育んだ日本最 大の大山牛馬市	大山町他	日本遺産	文化庁 選定	

資料 2 0 警報伝達先

機関名	連絡責任者 (受信)	連絡方法	連絡担当者	備 考
本庁内各課 出先機関	総務課長	口頭、電話 庁内LAN 防災行政無線 CATV	防災担当	
支所各課 出先機関	建設課長 地籍調査課長	〃	総務課長 防災担当	
教育委員会	教育長	〃	総務課長 防災担当	
保育園(所)	保育(園)所長	〃	幼児・学校教育課長	各保育園(所) へ連絡する。
学校・公民館	校長 館長	〃	幼児・学校教育課長 人権・社会教育課長	各学校・公民館等へ連絡する。
診療所	所長	〃	健康対策課長	各診療所へ連絡する。
消防団	消防団長	防災行政無線 電話	消防担当	緊急時にはサイレンを吹鳴。
各集落	自主防災組織 代表者、区長	防災行政無線 電話	総務課長 防災担当	

資料 2 1 被害状況等報告様式

1 一般被害状況調（速報・中間報・確定報）

（ 年 月 日現在）

人的被害	死者		人	
	行方不明		人	
	負傷者	重傷者	人	
		軽傷者	人	
		計	人	
住家被害	棟数	全かい（焼、流）	棟	
		半かい（焼、流）	棟	
		一部破損	棟	
		床上浸水	棟	
		床下浸水	棟	
	世帯および人員	全かい （焼、流）	世帯 人員	世帯 人
		半かい （焼、流）	世帯 人員	世帯 人
		一部破損	世帯 人員	世帯 人
		床上浸水	世帯 人員	世帯 人
		床下浸水	世帯 人員	世帯 人
非住家被害	倉庫		棟	
	土蔵		棟	
	車庫		棟	
	土蔵		棟	
	納屋等		棟	
	官公庁舎		棟	
	病院等		棟	

2 市町村有財産被害状況調（速報・中間報・確定報）

（ 年 月 日現在）

施設名	区分	建 物					土 地				そ の 他				合 計
		全 か い (焼 ・ 流)	半 か い (焼 ・ 流)	一 部 損 か い (焼 ・ 流)	浸 水		流 失	埋 没	崩 か い	そ の 計				計	
					床 上	床 下									
	被害量	棟	棟	棟	棟	棟	棟								
	被害面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	被害量	棟	棟	棟	棟	棟	棟								
	被害面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	被害量	棟	棟	棟	棟	棟	棟								
	被害面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
合計	被害面積														
	被害金額														
応急措置の概要															

3 小中学校等被害状況調（速報・中間報・確定報）

（ 年 月 日現在）

区分 学校名	校 舎						土 地					その他	人 的 被 害				
	全 か い （ 焼 ・ 流 ）	半 か い （ 焼 ・ 流 ）	浸 水		計	流 失	埋 没	崩 か い	そ の 他	計	計	合 計	区 分 名 称	死 者	行 方 不 明 者	負 傷 者	計
			床 上	床 下													
被害量	棟	棟	棟	棟	棟								職員				
被害面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		児童				
被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円						
被害量	棟	棟	棟	棟	棟								職員				
被害面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		児童				
被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円						
被害量	棟	棟	棟	棟	棟								職員				
被害面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		児童				
被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円						
合計													職員				
													児童				
応急措置の概要																	

4 社会福祉施設被害状況調（速報・中間報・確定報）

（ 年 月 日現在）

施設名	区分	建 物					土 地					そ の 他			合 計	
		全 か い (焼 ・ 流)	半 か い (焼 ・ 流)	一 部 損 か い (焼 ・ 流)	浸 水		流 失	埋 没	崩 か い	そ の 他	計	計	計			
					床 上	床 下								計		
	被害量	棟	棟	棟	棟	棟	棟									
	被害面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²				
	被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円				
	被害量	棟	棟	棟	棟	棟	棟									
	被害面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²				
	被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円				
	被害量	棟	棟	棟	棟	棟	棟									
	被害面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²				
	被害金額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円				
合計	被害面積															
	被害金額															
応急措置の概要																

5 商工関係被害状況調（速報・中間報・確定報）

（ 年 月 日現在）

種別 区分		建 物						機械設備		製品原材料		商品		その他		備考
		全かい (焼・流)		半かい (焼・流)		一部損かい (焼・流)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額									
工 業	食料品製造業	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	
	木材・木製品製造業															
	繊維製品製造業															
	鉄工・機械製造業															
	その他の製造業															
	計															
建設業																
鉱業																
商 業	卸小売業															
	運輸通信業															
	電気ガス業															
	サービス業															
	その他の商業															
	計															
合計																
応急措置の概要																

6 農地等被害状況調（速報・中間報・確定報）

（ 年 月 日現在）

区 分				被 害 状 況			被害のうち補助対象となるもの			
				件数	面積等	金額	件数	面積等	金額	
農 地	田	流 失	ha	件		千円	件		千円	
		埋 没	ha							
	畑	流 失	ha							
		埋 没	ha							
	そ の 他	流 失	ha							
		埋 没	ha							
	計									
	農 業 用 施 設	頭 首 工		箇所						
		水 路		m						
		道 路		m						
橋 梁		箇所								
た め 池		箇所								
堤 防		m								
揚 水 機		箇所								
農地保全施設		箇所								
計										
共同利用施設等			箇所							
林 野 関 係	林 地	崩かい地	ha							
		地すべり地	ha							
	施 設	治 山	箇所							
		林 道	m							
		林産施設	箇所							
計										
水 産 関 係	漁 港		箇所							
	水 産 施 設	船	沈 没	隻						
			流 失	隻						
		舶	破 損	隻						
			漁 具	個						
	その他の施設		箇所							
計										
応急措置の概要										

7 農作物被害状況調（速報・中間報・確定報）

（ 年 月 日現在）

区 分		被 害 状 況							
		数量	面積	被害程度別面積			減収量	被害額	
				50%未満	50%以上	全損100%			
農 作 物	水陸稲	流 失		ha	ha	ha	ha	%	千円
		土砂流入							
		冠 水							
		浸 水							
		そ の 他							
		計							
	麦 類	流 失							
		土砂流入							
		冠 水							
		浸 水							
		そ の 他							
		計							
	野菜類	流 失							
		土砂流入							
		冠 水							
		浸 水							
		そ の 他							
		計							
	工 芸 作 物								
	飼 料 作 物								
	果 樹	梨							
		りんご							
		その他							
		計							
畜 産 物	牛								
	馬								
	豚								
	羊								
	鶏								
	その他								
	計								
貯蔵品・加工品									
林 産 物									
水 産 物	養殖物								
	その他								
	計								
合 計									
応急措置の概要									

8 土木関係被害状況調（速報・中間報・確定報）

（ 年 月 日現在）

区 分	被 害 状 況			被害のうち補助対象となるもの		
	箇 所	数 量	金 額	箇 所	数 量	金 額
河 川						
海 岸						
砂 防						
道 路						
橋 梁						
港 湾						
小 計						
公 営 住 宅						
都 市 施 設						
空 港 施 設						
合 計						
応急措置の概要						

9 企業関係被害状況調（速報・中間報・確定報）

（ 年 月 日現在）

区 分		数 量	被 害 金 額
水 道 事 業	建物	全 かい（焼・流）	
		半 かい（焼・流）	
		一 部 破 損	
		浸水	床 上
	床 下		
	水 道		
	貯 水 池		
	機 械 装 置		
	そ の 他		
	計		
病 院 事 業	建物	全 かい（焼・流）	
		半 かい（焼・流）	
		一 部 破 損	
		浸水	床 上
	床 下		
	機 械 装 置		
	そ の 他		
計			
応急措置の概要			

資料 2 2 災害報告取扱要領による報告様式

(大山町 第 報)

速 報

中間報

確定報

年 月 日 時 分現在

発信時刻 月 日 時 分

発信者氏名

1 一般状況

(1) 災害の原因

(2) 災害発生の日時 月 日 時 分

(3) 災害発生場所又は地域

(4) 災害に対しとられた措置

ア 災害対策本部の設置の状況 月 日 時 分設置

イ 町のとった主な応急措置の状況

ウ 応援要請又は職員派遣の状況

エ 災害救助法適用の状況

オ 避難の勧告、指示の状況

(ア) 開始（廃止） 月 日 時 分

(イ) 地区数

(ウ) 世帯数

(エ) 人員

(オ) 避難場所

カ 消防機関の活動状況

(ア) 出動（撤収）日時 月 日 時 分

(イ) 出動人員（消防職員 人、消防団員 人、計 人）

(ウ) 主な活動内容（使用した機材を含む。）

キ その他必要な事項

2 被害状況（総括）

（ 年 月 日現在）

区 分			被 害	区 分			被 害		
人 的 被 害	死 者		人	そ の 他	河 川	箇所			
	行 方 不 明		人		港 湾	箇所			
	負傷	重 傷	人		砂 防	箇所			
		軽 傷	人		清 掃 施 設	箇所			
住 家 被 害	全 壊（全 焼）		棟		火 災 発 生	崖 く ず れ	箇所		
			世帯			な だ れ	箇所		
			人			鉄 道 不 通	箇所		
	半 壊（半 焼）		棟			通 信 被 害	箇所		
			世帯			被 害 船 舶	沈 没	隻	
			人				流 失	隻	
	一 部 破 損 （一 部 焼 損）	棟	破 損				隻		
		世帯	水 道			戸			
		人	電 話	回線					
	床 上 浸 水		棟	電 気		戸			
			世帯	ガ ス		戸			
			人	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所			
床 下 浸 水		棟	津 波 の 有 無	建 物	件				
		世帯		危 険 物	件				
		人		そ の 他	件				
非住家 被害	公 共 建 物	棟	り 災 者	り 災 世 帯 数					
	そ の 他	棟		り 災 者 数					
そ の 他	田	流 失 埋 没	ha	災 害 対 策 本 部 の 設 置 状 況		県			
		冠 水	ha			町			
	畑	流 失 埋 没	ha	災 害 救 助 法 適 用 の 有 無					
		冠 水	ha	消 防 職 員 ・ 消 防 団 員 の 出 勤 状 況		職 員			
	文 教 施 設	箇所	団 員						
	病 院	箇所	自 衛 隊 の 出 勤 状 況		隊 員				
	道 路	箇所			機 材				
	橋 り よ う	箇所							

（注） この報告は、市町村管理のものだけでなく当該市町村地域内の災害すべてを記入すること。

3 被害状況（部門別）

（ 年 月 日現在）

項 目		単 位	数 量	金 額	被 害 内 訳	備 考	
建 物 関 係	住 家	全 壊（焼、流）	棟		千円		
		半 壊（焼、流）	棟				
		一 部 破 損	棟				
		床 上 浸 水	棟				
		床 下 浸 水	棟				
		小 計	棟				
	一 般	非 住 家	全 壊（焼、流）	棟			
			半 壊（焼、流）	棟			
			小 計	棟			
	農 業 関 係	農 業	農 地	ha			
			農 業 用 施 設	箇所			
			農 作 物	ha			
家 畜 等			頭				
貯蔵品、加工品等			箇所				
共同利用施設等			箇所				
小 計							
水 産 関 係		林 業	林 地	ha			
			林 野 施 設	箇所			
			林 産 物	本(t)			
			小 計				
水 産 関 係		漁 業	漁 港	箇所			
	漁 船		隻				
	漁 貝		個				
	水 産 施 設		箇所				
	水 産 物		t				
	小 計						
合 計							

（表面）

項 目		単 位	数 量	金 額	被 害 内 訳	備 考
土 木 関 係	河 川	箇所		千円		
	海 岸	箇所				
	砂 防	箇所				
	道 路	箇所				
	橋 り よ う	箇所				
	港 湾	箇所				
	合 計					
厚 生 関 係	社 会 福 祉 施 設	箇所				
	児 童 福 祉 施 設	箇所				
	衛 生 施 設	箇所				
	水 道 施 設	箇所				
	合 計					
商 工 関 係	工 業 被 害	箇所				
	建 設 業 被 害	箇所				
	鉱 業 被 害	箇所				
	商 業 被 害	箇所				
	そ の 他 の 被 害	箇所				
	合 計					
文 教 関 係	小 、 中 学 校	箇所				
	保 育 園 、 保 育 所	箇所				
	そ の 他 の 施 設	箇所				
	合 計					
総 合 計						

(注) 1 この報告には国、県工事に係る被害は含まない。

(注) 2 建物関係については、公営住宅分を（ ）で内書とする。

(注) 3 建物関係以外のものについては、市町村単独工事分を（ ）で内書とする。

(裏面)

資料 2 3 被害程度等の認定基準

被害等の区分		被害程度の判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体が確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽症者	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則として宿泊者等を1世帯として取り扱う。
家	全壊（全焼）	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延べ面積70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。報告については棟数並びに世帯数及び人員とする。ただし、地震災害の場合、別途基準により損壊率が50%を超えたものも対象とする。（別途基準）
	大規模半壊	自然災害により居宅が半壊し、被災者生活再建支援法第2条第2号二に規定する大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯とする。
被害	半壊（半焼）	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のものをいう。ただし、地震災害の場合、別途基準により損壊率が20%以上50%未満のものも対象とする。
	一部破損	損壊の程度が半壊焼に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が畳を超えた程度のもをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものをいう。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の災害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公用の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみとする。
その他被害	田畑の流出埋没	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	文教施設	小学校、中学校など教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川又はその他の河川及びこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設並びに沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

被害等の区分		被害程度の判定基準
その 他の 被害	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没して、航行不能となったもの、流出して所在が不明となったもの及び修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で、供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
火災発生	火災	地震又は火山噴火の場合のみとする。
	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱、若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する市町村等が許可した製造所等とする。
	その他	建物及び危険物以外のものとする。
り災者	り災世帯	災害により全壊、半壊又床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	被災世帯の構成員とする。
被害 金額 等	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、港湾施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、図書館等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害町	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた町とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料 2 4 火災・災害等即報要領による報告様式

第 1 号様式（火災）

第 報

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 飛行機 6 その他
出 火 場 所	
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時 (月 日 時 分)
火元の業態・用途	事 業 所 名 (代 表 者 氏 名)
出 火 箇 所	出 火 原 因
負 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 建築面積 階層 延べ面積
焼 損 程 度	焼 損 棟 数 } 計 棟 全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟 焼 損 面 積 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	気象状況
消防活動状況	消防本部 (署) 台 人 消 防 団 台 人 そ の 他 (消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー 等) 台・機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事故種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 飛行機 6 その他			
発生場所				
事業所名	特別防災区域 [レイアウト第一種、第一種、] 第二種、その他			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
消防覚知方法	発見日時 鎮火日時 (処理完了) 月 日 時 分 (月 日 時 分)			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I 等 7 その他 () 物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人 負傷者等 人(人) 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)			
消防防災活動状況 及び救急・救助活動状況	出場機関	出場人員	出場資機材	
	事業所	自主防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部(署)	台		
	消 防 団	台		
	消防防災ヘリコプター	機		
	海上保安庁	人		
警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	自 衛 隊	人		
	そ の 他	人		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故の概要				
死 傷 者 等	死者（性別・年齢）	負傷者等	人	人
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要 救 護 者 数 (見 込)		救助人員		
消防・救急・ 救助活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による輸送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 _____（第 _____ 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概要	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟
							一部損壊	棟	未分類	棟
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）

（災害状況即報）

都道府県			区 分			被 害					
災害名 ・ 報告番号	災害名		第	報		田	流失・埋没	ha			
	(月 日 時現在)			冠 水	ha						
報告者名			畑	流失・埋没	ha						
				冠 水	ha						
区 分	被 害		文教施設	箇所							
				病院	箇所						
人的 被害	死者	人	道路		箇所						
		行方不明		人	箇所						
	負傷者	重傷		人	橋りょう	箇所					
		軽傷		人		箇所					
住 家 被 害	全 壊	棟	河 川	箇所							
		世帯		箇所							
		人		箇所							
	半 壊	棟		港 湾	箇所						
		世帯			箇所						
		人			箇所						
	一 部 破 損	棟			砂 防	箇所					
		世帯				箇所					
		人				箇所					
	床 上 浸 水	棟				清掃施設	箇所				
		世帯					箇所				
		人					箇所				
床 下 浸 水	棟	崖くずれ	箇所								
	世帯		箇所								
	人		箇所								
非住家	公共建物		棟	鉄道不通			箇所				
	そ の 他		棟				箇所				
			棟				箇所				
			火災発生		被災世帯数		世帯				
					被災者数		人				
					建物		件				
			危険物		件						
					その他	件					

区 分		被 害		災 害 等 対 策 本 部 状 況	都 道 府 県	計 団 体
公 立 文 教 施 設	千円					
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 害 適 用 救 助 法 村	計 団 体	
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額	千円			119番通報件数	件	
災 害 の 概 況						
応 急 対 策 の 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)					
状 況	自衛隊の災害派遣		その他			

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多量と記入すること。

資料 2 5 通信設備の状況

利用することができる機関	所在地	管理者	連絡の窓口	連絡方法
警察通信設備	塩津	琴浦大山警察署長	塩津駐在所	電話
〃	御来屋	〃	御来屋駐在所	〃
〃	富長	〃	富長駐在所	〃
〃	国信	〃	大山口駐在所	〃
〃	大山	〃	大山寺駐在所	〃
鉄道通信設備	田中	米子駅長	中山口駅	〃
〃	下市	〃	下市駅	〃
〃	西坪	〃	御来屋駅	〃
〃	御来屋	〃	名和駅	〃
〃	国信	〃	大山口駅	〃
防災行政無線	大山町役場	大山町	大山町	一斉放送
鳥取県防災行政無線	〃	鳥取県	大山町	電話

資料 2 6 中国地方非常通信協議会構成機関

種別	機関名及び氏名	所在地	連絡方法	備考
公的機関	大山町	御来屋	電話	
〃	下市郵便局	上市	非常用無線	
〃	御来屋郵便局	御来屋	〃	
〃	大山郵便局	坊領	〃	
警察携帯無線	塩津駐在所	塩津	警察無線	
〃	御来屋駐在所	御来屋	〃	
〃	富長駐在所	富長	〃	
〃	大山口駐在所	国信	〃	
〃	大山寺駐在所	大山	〃	

資料 2 7 建設機械等の現況

1 町

(平成30年3月現在)

所属課名	トラック		ダンプトラック		ブルドーザ	タイヤショベル	マイクロバス
	大型	小型	大型	小型			
総務課							1
建設課				4		1	
観光商工課		1					
幼児・学校教育課							12

2 事業者

(平成29年3月現在)

業者名	ダンプトラック			パワーショベル			ユニック・クレーン車	ブルドーザ	グレーダー・タイヤショベル
	大型	中型	小型	大型	中型	小型			
	7ト 以上	7~3ト	3ト 未満	0.7m ³ 以上	0.7m ³ ~ 0.2m ³	0.2m ³ 未満			
(有)小倉興産		1		2	1	1			
(株)平井組		2	1			2	1		1
船越建設(株)		3	1	2	3	2	1	2	1
(株)所子建設		3	1		2	2	1		2
(株)おかだ	1	2	1	1		2	1		1
(有)松本建設			(2)	(1)	(6)	2	1		2
(株)大山緑化建設		1			1	1	1		
(有)浅田建設	2	1	2		1	1	1		
(有)ヤマダ		1	1	2	1	4			
(有)林原工業			1		1				
(有)山下水道設備		1	1			3	1		2
(有)原田建設			1		1	1	1		
(有)大喜建設			1			1			
(有)前田建設			1		1	1			
(有)やまね			1		1	1			
(有)権田工務店			1		1	1			
(有)モロユ水道			2		1	3	1		
松岡建設(有)			1			1	1		
(有)きのえ	6	1	1	1	1				2
(有)明和建設			1			1			

※1 () 書きは年リース。

資料 2 8 部隊等の災害派遣要請申請書

発第 号
年 月 日

鳥取県知事 様

大山町長名 ㊟

部隊等の災害派遣要請について（申請）

災害を防除するため、部隊等の派遣要請を下記のとおり申請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
災害の状況
（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）
派遣を要請する理由
（現在までとった地元の措置及び今後地元でとれる可能な措置を明らかにすること。）
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する部隊等の勢力
人員、船舶、航空機の概要
装備の概要
（特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするときは、その旨を明らかにすること。）
- 4 派遣を希望する区域及び活動内容
派遣を希望する区域
現地連絡場所及び連絡者
活動内容
（水防、消防、通信、防疫、給水、救護物資の輸送、道路、水路開設等具体的に記入）
- 5 その他参考となるべき事項

資料 29 部隊等の撤収要請申請書

	発第	号
	年	月
		日
鳥取県知事 様		
	大山町長名	印
部隊等の撤収要請について		
記		
1	撤収要請の理由	
2	撤収要請の希望日時	
3	撤収要請をする部隊等	

資料 30 派遣部隊に関する報告様式

	発第	号
	年	月
		日
鳥取県知事 様		
	大山町長名	印
部隊等に関する報告について（報告）		
記		
1	派遣要請の申請日時	
2	部隊等の人員	
3	部隊等の人員及び装備の概要	
4	部隊等を受け入れた区域	
5	部隊等の撤収日時	
6	部隊等の滞留期間	
7	部隊等の活動内容	
8	部隊等の活動による効果	
9	その他特記事項	

資料 3 1 事前措置の予告通知様式

発第 号
年 月 日

様

大山町長 氏 名 印

事前措置の予告について（通知）

貴所有（占有）の施設及び物件は、災害が発生した場合、現状では災害対策基本法第59条に基づく事前の措置に対象となり得るので、下記事項に留意のうえ、災害時には適切な措置をとられるよう通知します。

記

設備又は物件の名称	所在地	数量	措置の方法	備考

資料 3 2 避難所設置及び収容状況

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		

- (注) 1. 「種別」は既存建物・野外仮設・天幕の別に記入すること。
 2. 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別の使用数量を記入すること。
 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

資料 3 3 被災者救出状況記録簿

年月日	救出人員	救出用機械器具								備考
		名称	借上費		修繕費			燃料費	実支出額	
			数量	所有者(管理者名)氏名	金額	修繕月日	修繕費			

- (注) 1. 他市町村におよんだ場合には備考欄にその市町村名を記入すること。
 2. 借上費については有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみその借上費を「金額」に記入すること。
 3. 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

資料 3 4 医療機関一覧

(平成 3 0 年 3 月現在)

名称	診療科目	住 所	医師数	備 考
佐々木医院	内科、眼科、婦人科、 整形外科、消化器科、 リハビリテーション科	大山町田中646-1	3	
小谷医院	内科、小児科、整形外科	大山町御来屋243-1	3	
名和診療所	内科、小児科	大山町御来屋467	1	
キマチ・リハビリテー ション医院	外科、整形外科、内科、 リハビリテーション科、肛門科、 麻酔科、皮膚泌尿器科	大山町富長755-5	1	
大山口診療所	内科、消化器科、 神経内科、心療内科、 リハビリテーション科	大山町末長483-3	2	
菅医院	内科	大山町安原1057	1	
大山診療所	内科、神経内科	大山町今在家475	1	
江原歯科医院	歯科	大山町田中570-2	1	
船木歯科医院	歯科	大山町塩津313-1	1	
明石歯科医院	歯科	大山町御来屋133-7	1	
国谷歯科医院	歯科	大山町御来屋164	1	
小山歯科クリニック	歯科	大山町末長290-1	2	

資料 3 5 医療、助産に必要な医薬品等の調達

名 称	電話番号	品 名 (薬剂名)	備 考
角田薬店	0858-58-2455	脱脂綿、ガーゼ、包帯、クレゾール、 マーキュロ液、シッカロール、強心剤、 栄養剤、止血剤、浣腸薬、解熱剤、 抗生物質、胃腸薬、下痢止	
野の花薬局	0858-49-3070		
平福調剤薬局	0858-58-2043		
ヘルシー名和	0859-54-3387		
いな薬局	0859-54-6230		
大山口薬局	0859-53-1007		

資料36 救護活動状況

1 救護チーム活動状況

○ ○ 救護チーム

班長：医師氏名 ⑩

月日	集落名	患者数	措置の概要	死体検案数	金額	備考

2 病院診療所医療実施状況

診療機関名	患者氏名	診療月日	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

3 助産台帳

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
			月 日～ 月 日		
			月 日～ 月 日		
			月 日～ 月 日		
			月 日～ 月 日		
			月 日～ 月 日		

資料37 鳥取県災害救助法施行細則（別表）

別表第1（第5条関係）

（昭40規則44・全改、昭41規則23・昭41規則31・昭42規則53・昭43規則69・昭44規則68・昭45規則89・昭46規則72・昭47規則66・昭48規則52・昭49規則4・昭49規則48・昭49規則72・昭50規則55・昭51規則56・昭52規則63・昭53規則50・昭54規則55・昭55規則38・昭56規則72・昭57規則54・昭58規則70・昭59規則57・昭60規則51・昭61規則61・昭62規則50・昭63規則47・平元規則57・平2規則43・平3規則56・平5規則1・平5規則62・平6規則74・平7規則84・平9規則54・平10規則37・平12規則95・平14規則3・平14規則80・平15規則65・平16規則52・平17規則72・平18規則64・平20規則85・平21規則71・平22規則36・平24規則45・平26規則47・平27規則34・平28規則18・一部改正）

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

- ア 避難所には、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を收容する。
- イ 避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とする。ただし、これらの既存建物を得ることができないときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。
- ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、次のとおりとする。
 - (7) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費
 - (イ) 消耗器材費
 - (ロ) 建物の使用謝金
 - (ハ) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
 - (ニ) 光熱水費
 - (ホ) 仮設便所等の設置費
- エ ウに掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者その他日常生活において特別な配慮を必要とする者（以下「高齢者等」という。）を收容する避難所にあつては、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とする。
 - (7) 基本額 避難所設置費 1人1日当たり 320円
 - (イ) 加算額 冬季(10月1日から翌年3月31日まで)の燃料費 知事が別に定める額
- オ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

- ア 応急仮設住宅には、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを收容する。
- イ 応急仮設住宅は、高齢者等を複数人收容し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）とすることができる。
- ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり2,660,000円以内とする。
- エ 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。
- オ 応急仮設住宅を供与することができる期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。
- カ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。
- キ カの施設の1施設当たりの規模及び設置のため支出することができる費用は、知事が別に定める。

ク 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに收容することができる。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に收容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者(以下「被災者」という。)に対して行う。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,110円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏期 [4月1日から 9月30日まで]	円 18,400	円 23,700	円 34,900	円 41,800	円 53,000	円 7,800
冬期 [10月1日から 3月31日まで]	円 30,400	円 39,500	円 55,000	円 64,300	円 80,900	円 11,100

備考 季別は、災害発生の日をもって決定する。

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏期 [4月1日から 9月30日まで]	円 6,000	円 8,100	円 12,100	円 14,700	円 18,600	円 2,600
冬期 [10月1日から 3月31日まで]	円 9,800	円 12,700	円 18,000	円 21,400	円 27,000	円 3,500

備考 季別は、災害発生の日をもって決定する。

- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 災害のため医療のみちを失った者に対し、応急的な医療処置を行う。

イ 医療は、救護班（法第24条の規定により従事命令を受けた医師、看護師等で構成する救護班又は法第32条の規定により知事から委託を受け、医療業務に従事する日本赤十字社の救護班をいう。以下同じ。）によって行う。ただし、急迫した事情によりやむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行うことのできる範囲内の施術を含む。）を行うことができる。

ウ 医療は、次に掲げる事項の範囲内において行う。

(7) 診療

- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ロ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (ハ) 病院又は診療所への収容
- (ニ) 看護

エ 医療のため支出することができる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所（施術者を除く。）による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療が実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対し助産を行う。

イ 助産は、次に掲げる事項の範囲内において行う。

- (7) 分べんの介助
- (イ) 分べん前及び分べん後の処置
- (ロ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

エ 助産を実施することができる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 災害にかかった者の救出

- (1) 災害にかかった者の救出（捜索を含む。以下同じ。）は、災害のため現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。
- (2) 災害にかかった者の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費とし、その地域における通常の実費とする。
- (3) 災害にかかった者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 災害にかかった住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり576,000円以内とする。
- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行なう。
- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実であって、具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。
- (3) 生業に必要な資金の貸与として貸付けをすることができる金額は、次の額の範囲内とする。
 - ア 生業費 一件当たり 30,000円
 - イ 就職支度費 一件当たり 15,000円
- (4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付する。
 - ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品
- (3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。
 - ア 教科書代
 - (ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,300円

中学校生徒 1人当たり 4,600円

高等学校等生徒 1人当たり 5,000円

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。

(2) 埋葬は、次に掲げる事項及び品目の範囲内において原則として現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人210,400円以内、小人168,300円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

10 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他の搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費とし、その地域における通常の実費とする。

(3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

11 死体の処理

(1) 災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

(2) 死体の処理は、次に掲げる事項の範囲内において行う。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行うものとする。

(4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,400円

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設等の借上についての通常の実費、既存建物を利用することができない場合は1体当たり5,300円（ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算した額）

ウ 検案が救護班によることができない場合は、その地域の慣行料金の額

(5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

- (2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とする。
- (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

13 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

- (1) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用は、次に掲げる救助に必要な範囲とする。
- ア 被災者の避難
 - イ 医療及び助産
 - ウ 災害にかかった者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の捜索
 - カ 死体の処理
 - キ 救済用物資の整理配分
- (2) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用のため支出することができる費用は、その地域における通常の実費とする。
- (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、(1)に掲げる救助の実施が認められる期間以内とする。

別表第2（第13条関係）

（昭40規則44・全改、昭43規則69・昭44規則68・昭45規則89・昭46規則72・昭47規則66・昭48規則52・昭49規則48・昭49規則72・昭50規則55・昭51規則56・昭52規則63・昭53規則50・昭54規則55・昭55規則38・昭56規則72・昭57規則54・昭59規則57・昭60規則51・昭61規則61・昭62規則50・昭63規則47・平元規則57・平2規則43・平3規則56・平5規則1・平5規則62・平6規則74・平7規則84・平9規則54・平10規則37・平12規則95・平14規則3・平15規則65・平16規則52・平26規則47・平27規則34・平28規則18・一部改正）

実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

日当は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を支給する。

- ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 21,700円
- イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士
1人1日当たり 14,300円
- ウ 保健師、助産師及び看護師及び准看護師 1人1日当たり 14,500円
- エ 救急救命士 1人1日当たり 14,600円
- オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,600円
- カ 大工 1人1日当たり 19,800円
- キ 左官 1人1日当たり 19,000円
- ク とび職 1人1日当たり 19,900円

(2) 時間外勤務手当

午後5時から翌日の午前8時までの間に救助に関する業務に従事したときは、1時間につき、勤務1時間当たりの給与額（日当を7.75で除した額をいう。）に、救助に関する業務に従事した時間を乗じて得た額の100分の125（救助に関する業務に従事した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）をそれぞれ時間外勤務手当として支給する。

(3) 旅費

旅費は、次の表により支給する。

鉄道賃	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
普通旅客運賃(必要と認められた場合は、急行料金)	25円	2,200円	9,800円

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者、経営者及び事業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算して得た額とする。

資料38 遺体の埋葬等に係る経費の限度

(平成28年4月現在)

区 分	費 用	備 考
遺体の処理	一体当たり 3,400円以内	死体の洗浄、縫合、消毒等の処理の費用
遺体の一時保存	既存建物以外 一体当たり 5,300円以内	既存建物を利用する場合は借上の実費額
埋 葬	大人一体当たり 210,400円以内 小人一体当たり 168,300円以内	(12歳以上) (12歳未満)

資料39 火葬場及び埋葬場の現況

名 称	所 在 地	処 理 能 力	備 考
桜 の 苑	米子市長砂1066	1日 28遺体	

資料40 埋葬及び遺体処理台帳

1 埋葬台帳

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		埋 葬 を 行 っ た 者		埋 葬 料			備 考
		氏 名	年 令	死亡者との関係	氏 名	棺(付属品含む)	埋 葬 又は 火葬料	骨箱	

- (注) 1. 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2. 市町村長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3. 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

2 遺体処理台帳

死亡年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の一時保存料	検案料	実支額	備考
			氏名	死亡者の関係	品名	数量	金額				

資料4-1 自動車の保有状況

(平成30年3月現在)

所属所名	計	普通自動車			小型自動車		軽自動車		特種用途自動車	大型特殊自動車	大型特殊のうち建設機械
		貨物	乗合	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用			
総務課	25	1	1	2		2	3	3	13		
税務課	2						1	1			
企画情報課	9			6			3				
住民生活課	1						1				
福祉介護課	13				1	1	1	7	3		
健康対策課	7					3		3	1		
農林水産課	5	1				2	2				
建設課	17	5		2	1	1	5	1		1	1
観光商工課	6	2				2	2				
地籍調査課	8					3	4	1			
水道課	4					1	3				
幼児・学校教育課	16		12	1		1	2				
人権・社会教育課	6						4	2			
中山公民館	1						1				
名和公民館	1						1				
大山公民館	1						1				
名和学校給食センター	1	1									
大山学校給食センター	1	1									
図書館	2						1		1		
合計	126	11	13	11	2	16	35	18	18	1	1

資料4-2 緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料4-3 緊急通行車両確認証明書

第 号		年	月	日
緊急通行車両確認証明書				
知 事 印 公安委員会 印				
番号標に表示されている番号				
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、郵送人員又は品名)				
使用者	住所	() 局 番		
	氏名			
運行日時				
運行経路	出 発 地		目 的 地	
備考				

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

資料4-4 輸送記録簿

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等			修繕					燃料費	実支額	備考
			使用車輛等		金額	故障車輛等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						

- (注) 1. 「目的」欄には、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2. 県又は市町村の車輛による場合は、「備考」欄に車輛番号を記入すること。
 3. 借上車輛等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4. 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車輛等の借上費を記入すること。
 5. 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

資料4-5 炊き出し施設の状況

(平成29年3月現在)

施設名	処理能力	炊き出し設備	備考
中山小学校	1回 280人分	立体炊飯器-2(7kg-3釜)	回転釜-3
中山中学校	1回 180人分	立体炊飯器-2(14kg)	回転釜-2
中山みどりの森保育園	1回 125人分	3升(電気)-1、1升(電気)-1、 0.5升(電気)-1	
逢坂農産物処理加工所	1回 75人分	5升-1、2升(電気)-1、 0.5升(電気)-1	回転釜-2
福祉センターなかやま	1回 30人分	3升-1	
中山公民館	1回 125人分	5升-1、3升-1、1.5升-3	
名和学校給食センター	1回 280人分	立体炊飯器-2(7kg-3釜)	回転釜-4
名和さくらの丘保育園	1回 150人分	3升(電気)-1、2升(電気)-1、 1升(電気)-4	回転釜-1
庄内保育所	1回 30人分	2升(ガス)-1、1升(電気)-2	
保健福祉センターなわ	1回 140人分	立体炊飯器-1(7kg-3釜)	回転釜-1
大山学校給食センター	1回 240人分	立体炊飯器-2(6kg-3釜)	回転釜-4
大山きゃらぼく保育園	1回 180人分	4升(電気)-2、1升(電気)-2	
大山保育所	1回 50人分	3升(ガス)-1	回転釜-1
大山農村環境改善センター	1回 110人分	3升-1、1升(電気)-1	
保健福祉センターだいせん	1回 150人分	5升-3	

※処理能力の人数は、1回あたり1合で計算。

資料46 炊き出しの給与状況

炊き出し 場所の名称	月 日			月 日			月 日			小 計	合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				

- (注) 1. 「備考」欄には給食内容を記入すること。
 2. 炊き出しが6日以上にわたるときは「合計」欄の前に「6日間小計」欄を設ける。

資料47 炊き出し等の費用の限度

(平成28年4月現在)

期 間	1日以上7日間まで	備 考
1人1日当たり	1,110円以内	但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり

資料5 2 清掃設備の状況

1 ごみ処理及びし尿処理施設 (平成30年3月現在)

設置場所	設置者名	処理能力	処理方法	備考
米子市淀江町中間	西部広域行政管理組合	80kl/日	—	し尿処理
大山町高田	大山町	8 t/日	焼却	ごみ処理

2 ごみの運搬車 (平成30年3月現在)

車別	種別	台数	積載	所有者	備考
特殊車	ごみ収集運搬車 ハッカー車	1	3.05 t	大山町塩津364 (有) 中山清掃	
"	"	1	2.7 t		
トラック	ダンプトラック	1	3.15 t		
"	"	1	1.95 t		
"	軽トラック	1	0.35 t		
特殊車	ごみ収集運搬車 ハッカー車	1	3.3 t	大山町東坪217 (有) 名和环境システム	
"	"	1	2.5 t		
特殊車	ごみ収集運搬車 ハッカー車	1	2.2 t	大山町高田1286 (有) 安田商店	
"	"	1	2.1 t		
"	"	1	2.0 t		
"	"	1	1.9 t		
"	"	1	1.6 t		
"	フックロール	1	3.95 t		
トラック	トラック	1	1.25 t		
特殊車	ごみ収集運搬車 ハッカー車	1	2.45 t	大山町中高305-13 (株) T・S・Y	
"	"	1	2.0 t		
トラック	ダンプトラック	1	2.0 t		
"	軽トラック	1	0.35 t		
特殊車	ごみ収集運搬車 ハッカー車	1	5.8 t	大山町神原196-20 岡田多嘉子	
"	"	1	3.4 t		
トラック	軽トラック	1	0.35 t		
特殊車	ごみ収集運搬車 ハッカー車	2	4.0 t	大山町平田59 谷野 美幸	
トラック	ダンプトラック	1	2.0 t		

3 し尿の運搬車 (平成28年4月現在)

車別	種別	台数	積載	所有者	備考
バキューム車	し尿、し尿浄化槽汚泥運搬車	3	10.8kl	米子市灘町1丁目85 (有) 米子清掃	
"	"	2	3.6kl		
バキューム車	し尿、し尿浄化槽汚泥運搬車	2	7.2kl	米子市淀江町西原 635番地5 (有) 淀江清掃社	
"	"	1	2.7kl		

資料53 障害物除去の状況

住家被害程度区分	氏名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

資料54 防疫用資材、薬剤の保有状況

1 消毒剤

業者名	連絡先	調達方法
(株) エバルス 米子支店	0859-39-3991	必要品目を連絡し、調達する。 消石灰 アルコール クレゾール石鹼 次亜塩素酸ナトリウム 1%フェニトロチオン油剤 オルソジクロールベンゾール剤 1.5%フィニトロチオン粉剤
(株) セイエル 米子営業所	0859-32-2211	
サンキ(株) 米子支店	0859-24-1881	
成和産業(株) 米子営業所	0859-33-6420	
角田薬局	0858-58-2455	
野の花薬局	0858-49-3070	
平福調剤薬局	0858-58-2043	
ヘルシー名和	0859-54-3387	
いな薬局	0859-54-6230	
大山口薬局	0859-53-1007	

2 散布用器材

所有者名	連絡先	噴霧機	散粉機	計	備考
大山町役場 中山支所	0858-58-6111	1		1	

資料57 り災（被災）証明書の様式

1-1 り災証明書（本人申請用）

り災証明申請書兼証明書

平成 年 月 日

鳥取県西伯郡大山町長 様

り災証明書の交付について、次のとおり申請します。 ※太線の中を記入してください。

申請者 ※本人確認 できるもの を提示して ください	住 所（住民票の住所）							
	電話 () -							
	(現在の連絡先)							
	電話 () -							
	(ふりがな)				(世帯主との続柄)			
	氏 名				印			
り災世帯 の構成員 (生計同一 で別居の学 生等含む)	氏 名	続柄	性別	生年月日	氏 名	続柄	性別	生年月日
		世帯主	男・女			世帯主	男・女	
			男・女				男・女	
			男・女				男・女	
			男・女				男・女	
り災住宅 等	大山町 番地（アパート等の名称： ） <input type="checkbox"/> 持 屋 <input type="checkbox"/> 貸 家 <input type="checkbox"/> 借 家（所有者名： ）							
り災状況	<input type="checkbox"/> 傾斜（ ） <input type="checkbox"/> 基礎（ ） <input type="checkbox"/> 壁（ ） <input type="checkbox"/> 屋根（ ）							
添付書類	<input type="checkbox"/> 建物の全景写真 <input type="checkbox"/> 被害の状況を示す写真 <input type="checkbox"/> その他（ ）							
り災程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 左記に該当しない被害							
り災原因	平成 年 月 日に発生した による。							

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

鳥取県西伯郡大山町長

(受付番号 号)

(裏面)

【り災証明書について】

- ◆ この証明書は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。
- ◆ 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ◆ 「り災程度」は、「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判断します。ただし、別の世帯が離れを生活の場としている場合は、離れも含みます。
- ◆ 家屋に付随する家財道具や門柱、塀や門扉、カーポートなどの外構はこの証明の対象となりません。
- ◆ 集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ◆ 表面に現れない被害（例：地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害など）がある場合には、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ◆ 「り災程度」は、内閣府の定める被害認定基準に基づき、家屋を屋根、壁、基礎等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定します。

1-2 リ災証明書（代理人申請用）

り災証明申請書兼証明書

平成 年 月 日

鳥取県西伯郡大山町長 様

り災証明書の交付について、次のとおり申請します。 ※太線の中を記入してください。

申請者	住 所							
	電話 () -							
	(現在の連絡先)							
代理人	電話 () -							
	氏 名							
	印							
り災世帯の構成員 (生計同一で別居の学生等含む)	氏 名	続柄	性別	生年月日	氏 名	続柄	性別	生年月日
		世帯主	男・女			世帯主	男・女	
			男・女				男・女	
			男・女				男・女	
り災住宅等	大山町 番地 (アパート等の名称:)							
	<input type="checkbox"/> 持 屋 <input type="checkbox"/> 貸 家 <input type="checkbox"/> 借 家 (所有者名:)							
り災状況	<input type="checkbox"/> 傾斜 () <input type="checkbox"/> 基礎 () <input type="checkbox"/> 壁 () <input type="checkbox"/> 屋根 ()							
添付書類	<input type="checkbox"/> 建物の全景写真 <input type="checkbox"/> 被害の状況を示す写真 <input type="checkbox"/> その他 ()							
り災程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 左記に該当しない被害							
り災原因	平成 年 月 日に発生した による。							

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

鳥取県西伯郡大山町長

(受付番号 号)

(裏面)

【り災証明書について】

- ◆ この証明書は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。
- ◆ 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ◆ 「り災程度」は、「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判断します。ただし、別の世帯が離れを生活の場としている場合は、離れも含みます。
- ◆ 家屋に付随する家財道具や門柱、塀や門扉、カーポートなどの外構はこの証明の対象となりません。
- ◆ 集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ◆ 表面に現れない被害（例：地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害など）がある場合には、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ◆ 「り災程度」は、内閣府の定める被害認定基準に基づき、家屋を屋根、壁、基礎等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定します。

2 被災証明書

被災証明申請書兼証明書

平成 年 月 日

鳥取県西伯郡大山町長 様

被災証明書の交付について、次のとおり申請します。 ※太線の中を記入してください。

申請者	住 所	
	電話 () -	
	(ふりがな)	
	氏 名	印
代理人 <small>(申請書と 同じ場合は 記載不要)</small>	住 所	
	電話 () -	
	(ふりがな)	
	氏 名	印
被災日時	平成 年 月 日 時 分頃	
被災場所	<input type="checkbox"/> 上記住所に同じ	<input type="checkbox"/> 大山町 番地
被災原因	平成 年 月 日に発生した による。	
被災状況	<input type="checkbox"/> 不動産 <small>(家屋・土地)</small>	※被災状況をご記入ください。(例：住宅の基礎や壁のひび割れ、瓦の損壊等)
	<input type="checkbox"/> 動 産 <small>(車両・家財等)</small>	※被災状況をご記入ください。(例：車の損壊、機械の破損、テレビの破損等)
添付書類	<input type="checkbox"/> 被害の状況を示す写真 <input type="checkbox"/> 修復費用の請求書、領収書又は見積書 <input type="checkbox"/> その他 ()	

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

鳥取県西伯郡大山町長

(受付番号 号)

(裏面)

【被災証明書について】

- ◆ この証明書は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。
- ◆ 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ◆ この証明書は、申請内容に基づき、被災にあった事実を証明するものであり、住家のり災程度（全壊、半壊など）を判定、証明するものではありません。
※住家のり災程度が必要な場合には、り災証明交付申請書兼証明書にて申請してください。

資料 5 8 応急仮設住宅の規模及び費用の限度

(平成 2 8 年 4 月現在)

1 戸当たり面積	1 戸当たり費用額	備 考
29.7㎡ (9坪)	2,660,000円以内	供与期間 最高 2 年以内

資料 5 9 応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考

- (注) 1. 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
2. 「家族数」欄は、入居時における世帯数を含めての人員数を記入すること。
3. 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
4. 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。
5. 「敷地区分」欄は、公私有地とし有無償の別をも明らかにすること。
6. 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

資料 6 0 住宅の応急修理の費用の限度額

(平成 2 8 年 4 月現在)

1 世帯当たり費用額	備 考
576,000円以内	災害発生の日から 1 月以内に完了するもの

資料 6 1 住宅応急修理記録簿

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備 考

資料62 建設業者一覧表

(平成30年3月現在)

建設業者名	住所	電話番号	備考
(有)小倉興産	大山町御来屋156-3	0859-54-2028	土、舗、建、水、管、園
(株)平井組	大山町坊領435-1	0859-53-3411	土、舗、建、水、管、園
船越建設(株)	大山町押平763-1	0859-54-2509	土、舗、建、水、園
(株)所子建設	大山町所子263-1	0859-53-4521	土、舗、水
(株)おかだ	大山町神原202	0859-53-3050	土、舗、建、水、管、園
(有)松本建設	大山町松河原218	0858-58-3977	土、舗、建、水、管、園
(株)大山緑化建設	大山町国信746-6	0859-53-3173	土、園
(有)浅田建設	大山町神原120-5	0859-53-3022	土
(有)ヤマダ	大山町高田1107-3	0859-54-2660	土、
(有)林原工業	大山町唐王671	0859-53-3630	土、建、水、管、園
(有)山下水道設備	大山町下甲288-2	0858-58-3970	土、水、管
(有)原田建設	大山町田中1025-28	0858-58-2861	土、舗
(有)大喜建設	大山町野田64	0859-53-3876	土
(有)前田建設	大山町高田4番地	0859-54-4093	土、水
(有)古村重機	大山町押平249-1	0859-54-2628	土
(有)やまね	大山町退休寺205	0858-58-3895	土
(有)権田工務店	大山町神原195-2	0859-53-3144	土、建
(有)モロユ水道	大山町御来屋142-1	0859-54-2227	土、水、管
松岡建設(有)	大山町東坪765-3	0859-54-3031	土、建、水、管
(有)ダイセン	大山町神原120-5	0859-53-5567	土
(有)きのえ	大山町羽田井646-1	0858-58-2246	土、舗
(有)大工屋	大山町所子1331-1	0859-53-4927	建
(有)明和建设	大山町高田112-17	0859-48-4660	土

(略称) 土…土木、 舗…舗装、 建…建築、 水…水道、 管…管工事、 園…造園

資料63 大山町被災者住宅再建等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、指定自然災害により住宅等に著しい被害を受けた者に、被災者住宅再建等支援金又は被災者住宅修繕促進支援金(以下「支援金」と総称する。)を交付することにより、町が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域維持と再生を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定自然災害 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する自然現象のうち、次のいずれかに該当するものであって、町長がその被害について義捐金を交付する必要があると認めて指定したものをいう。
 - ア 県内において10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象
 - イ 一の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
 - ウ 一の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生した自然災害
- (2) 居宅 指定自然災害が発生した日(以下「発生日」という。)の前日においてその所有者、所有者の3親等以内の親族、賃借人その他これらに準ずる者として町長が定めるものが生活の本拠としていた住宅をいう。
- (3) 全壊世帯 指定自然災害により被害を受けた世帯であって、次に掲げるもの(法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。)をいう。
 - ア 当該指定自然災害によりその居住が全壊した世帯
 - イ 当該指定自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号ロに規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ウ 当該指定自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (4) 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯(同号に規定する被災世帯並びに前号イ及びウに掲げる世帯を除く。)をいう。
- (5) 半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積の延床面積に対する割合又は町長が定めるところにより算定した損壊に係る割合(以下この条において「被害割合」という。)が20パーセント以上のもの(前2号に掲げる世帯を除く。)をいう。
- (6) 一部損壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の被害割合が10パーセント以上のもの(前3号に掲げる世帯を除く。)をいう。

2 前項第1号アからウまでの規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる世帯は、それぞれ当該各号に定める数をもって、住宅が全壊した1の世帯とみなす。

- (1) 住宅の被害割合が20パーセント以上である世帯(住宅が全壊したものと及び次号に掲げるものを除く。)
- (2) 住宅が床上に達する浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯

(支援金の交付)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内において、次の各号に掲げる支援金を交付する。

- (1) 被災者住宅再建等支援金（別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者であって、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付するものをいう。）
- (2) 被災者住宅修繕促進支援金（指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主又は当該居宅の所有者（前号の被災者住宅再建等支援金（別表第8号に係るものを除く。）の交付を受ける者を除き、町長が定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付するものをいう。）

2 前項の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない事情により、支援金の交付の対象となる者が同項各号に規定する期間内に交付の申請又は事業の完了をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

（支援金の額）

第4条 前条第1項第1号の被災者住宅再建等支援金の額は、別表の第1欄に掲げる区分に応じた第5欄に掲げる額以下とする。

2 前条第1項第2号の被災者住宅修繕促進支援金の額は、2万円以下とする。

（その他）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付額
(1) 全壊世帯の居宅に代わる住宅（町内に設置されるものに限る）、賃貸住宅にあつては、町長が定めるものに限る。）の建設又は購入（当該建設又は購入について契約を締結する場合は、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。）	3年	全壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（町長が定めるものに限る。）	2年	300万円（単数世帯については、225万円）
(2) 全壊世帯の居宅の補修（当該補修について契約を締結する場合は、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。）	3年	全壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（町長が定めるものに限る。）	2年	200万円（単数世帯については、150万円）
(3) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅（町内に設置されるものに限る）、賃貸住宅にあつては、町長が定めるものに限る。）の建設又は購入	3年	大規模半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（町長が定めるものに限る。）	2年	250万円（単数世帯については、187万5,000円）

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付額
(4) 大規模半壊世帯の居宅の補修	3年	大規模半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（町長が定めるものに限る。）	2年	150万円（単数世帯については、112万5,000円）
(5) 半壊世帯の居宅に代わる住宅（町内に設置されるものに限る）、賃貸住宅にあつては、町長が定めるものに限る。）の建設又は購入	3年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（町長が定めるものに限る。）	2年	100万円（単数世帯については、75万円）
(6) 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（町長が定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費100万円（単数世帯については、75万円）を限度とする。
(7) 一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（町長が定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費30万円を限度とする。
(8) 指定自然災害により損壊した擁壁その他の町長が定める構造物であつて、発生日の前日において現に生活の本拠とされていた住宅に重大な損害を及ぼすおそれのあるものの補修	2年	当該構造物の所有者、管理者又は占有者（町長が定めるものに限る。）	1年	補修に要する経費に3分の2を乗じて得た額100万円を限度とする。
(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、町長が定める事業	町長が定める期間	町長が定める者	町長が定める期間	町長が定める額

備考 この表において「単数世帯」とは、法第3条第2項に規定する単数世帯をいう。

資料64 学用品の給与状況

学校名	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳						実支額
				教科書			その他学用品			
				国語	算数	〇〇	鉛筆	ノート	〇〇	
計	小学校									
	中学校									

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

- (注) 1. 給与月日は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
 2. 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

資料65 文房具及び通学用品費の限度額

(平成28年4月現在)

区 分	費 用	備 考
1人当たり	小学校児童 4,300円以内	災害発生の日から15日以内
	中学校生徒 4,600円以内	
	高等学校等生徒 5,000円以内	

資料66 町道、広域農道の除雪路線及び区間

(中山地区)

(平成29年3月現在)

順位	路線名	除雪区間	除雪目的
1	下市二本松線	逢坂ふるさと農道から終点まで	通学路の確保及び物資輸送の円滑化
2	殿河内二本松線	県道下市赤碕停車場線から終点まで	〃
3	長野二本松線	庄田から二本松横断4号線交差点まで	〃
4	二本松横断2号線	県道高橋下市停車場線から旧二本松分校まで	〃
5	二本松横断3号線	全線	〃
6	萩原線	全線	〃
7	報国萩原線	萩原地内及び県道下市赤碕(T)線から清掃センターまで	〃
8	石井垣報国線	県道下市赤碕(T)線から終点まで	〃
9	上市樋谷線	全線	〃
10	萩原西線	全線	〃
11	三谷線	全線	〃
12	報国横断1号線	全線	〃
13	新田線	全線	〃
14	樋口潮音寺線	全線	〃
15	下甲線	国道9号から消防車庫まで	〃
16	八重六ッ塚線	全線	〃
17	阿弥陀山、栄田線	全線	〃
18	中山口住吉線	全線	〃
19	赤坂殿河内線	赤坂から中山口住吉線交差点まで	〃
20	御崎阿弥陀山線	全線	〃
21	石井垣線	全線	〃
22	下甲農免農道	全線	〃
23	ふるさと逢坂2期農免	全線	〃
24	ふるさと逢坂農免	全線	〃
25	汗入農免	全線	〃

(名和地区)

(平成29年3月現在)

順位	路線名	除雪区間	除雪目的
1	御来屋陣構線	名和神社から寺谷まで	通学路の確保及び物資輸送の円滑化
2	栃原神田線	寺谷から神田まで	〃
3	上大山梶原線	梶原から上大山まで	

順位	路線名	除雪区間	除雪目的
4	神田旧奈和線	旧奈和から神田まで	通学路の確保及び物資輸送の円滑化
5	陣構木料線	陣構から楽仙まで	〃
6	楽仙長野線	楽仙から長野まで	〃
7	新高田上大山線	新高田から上大山まで	〃
8	大岩高田線	新高田から平渡しまで	〃
9	名和小学校線	大山町役場から名和小学校まで	〃
10	花街道線	名和小学校から広域農道まで	〃
11	農免農道	全線	〃

(大山地区)

(平成29年3月現在)

順位	路線名	除雪区間	除雪目的
1	上万保田線	上万より保田まで	通学路の確保及び物資輸送の円滑化
2	大山口停車場大塚線	大山口から上野まで	〃
3	所子大山口線	所子から大山口まで	〃
4	神原福尾線	神原から福尾まで	〃
5	中高野田線	中高から野田まで	〃
6	妻木上万平田線	妻木から平田まで	〃
7	末長押平線	末長から所子まで	〃
8	大山口国信線	大山口から国信まで	〃
9	国信末吉線	国信から末吉まで	〃
10	寺坂保田線	寺坂から保田まで	〃
11	種原大野線	種原地内	〃
12	妻木保田線	妻木から保田まで	〃
13	坊領宮内線	坊領から宮内まで	〃
14	種原線	飯戸から種原まで	〃
15	今在家別所線	今在家から別所まで	〃
16	佐摩今在家線	佐摩から今在家まで	〃
17	荘田長田線	荘田から長田まで	〃
18	荘田妻木線	荘田から妻木まで	〃
19	上榎原線	植樹祭道路	〃
20	坊領佐摩線	坊領から佐摩まで	〃
21	一の谷赤松線	一の谷地内	〃

資料67 国道、県道の除雪路線及び区間

(平成29年3月現在)

路線名	除雪区間	除雪内容
国道9号	大山町内全区間	国、県の道路管理者がそれぞれの除雪計画に基づき交通の確保を図る。
県道高橋下市停車場線	松河原地内国道から二本松まで	
県道高橋下市停車場線	松河原から下市駅まで	
県道下市停車場線	下市駅から国道9号交差点まで	
県道羽田井植松線	植松から羽田井まで	
主要地方道名和岸本線	大山町地内全区間	
県道旧奈和西坪線	〃	
県道松河原名和線	〃	
県道名和名和停車場線	〃	
県道大山口停車場大山線	〃	
県道赤松大山線	〃	
県道中高妻木線	〃	
県道大山口停車場線	〃	
県道坊領淀江停車場線	〃	
県道大山佐摩線	〃	
広域農道	〃	
第2農免農道	〃	
主要地方道赤崎大山線	〃	
主要地方道米子大山線	〃	
主要地方道名和岸本線	〃	
県道赤碕中山インター線	大山町地内全区間	
県道大山淀江インター線	〃	
県道赤松淀江線	〃	
県道下市赤碕停車場線	〃	
県道豊房名和線	〃	

資料68 雪崩危険箇所一覧

箇所番号	箇所名	所在地	保 全 対 象			備考
			人家 戸数	公共施設等		
		大字		種類	数	
1072	飯戸下	飯戸下	29	旧公民館	1	I
1073	立の坂下	立の坂下	1	宿泊施設	1	I
1074	中門院谷	中門院谷	3	宿泊施設	3	I
1304	種 原	種 原	13			I
267	香取A	香 取	1			II
268	香取B	香 取	1			II
269	種原A	種 原	1			II
270	明間A	明 間	3			II
1075	豊 成	東後田	18			I
1076	小竹東	上三坂	9			I
1077	小竹西	上三坂	27			I
1078	西 坪	西屋敷	35			I
1079	御来屋東	東屋敷	65			I
1080	東 谷	天王前	6			I
1081	梶 原	京 力	10			I
1082	門 前	上屋敷	15			I
1083	下坪田	下坪田	13	公民館	1	I
1084	松河原	宮 本	14			I
1086	束 積	仏 坂	9			I
1087	高 橋	河 端	10			I
1088	庄 田	庄田屋敷	7			I

資料69 海岸保全施設の現況

海岸保全施設整備事業

- 海岸保全区域（国土交通省海岸）
- 港湾区域（国土交通省海岸） 逢坂港、豊成港（56条港湾）
- 漁港区域（農林水産省海岸） 御崎漁港、御来屋漁港 平田漁港

（平成30年3月現在）

種別	区分	海岸 総延長 m	海岸保全 区域指定 延長 m	海岸保全 区域指定 延長 m ²	海岸保全施設			
					護岸 (高さ) m	護岸 m	突堤 および 離岸堤 m	海岸保全 施設有効 延長 m
国土交通省 河川局海岸		13,236	12,906	1,079,253	4.5	2,025	508	9,889
国土交通省港湾局 所管 逢坂港		1,040	825	69,923	4.5	636		636
国土交通省港湾局 所管 豊成港		1,150	1,150	153,796	4.5	1,129	360	1,510
農林水産省所管 御崎漁港		1,835	1,680	168,000		687		687
農林水産省所管 御来屋漁港		2,100	1,820	242,071	4.5	1,816	450	2,032
農林水産省所管 平田漁港		1,310	1,310	112,600	2.4~ 4.5	1,256	150	1,256

資料70 漁港等の整備概況

港湾及び漁港の修築・改修事業（平成30年3月現在）

（逢坂港）

（単位：千円）

施設の概況	平成28年度事業(見込)		事業計画 (H ~H)		事業内容
	事業費	事業量	事業費	事業量	
防波堤 502.0 m					
護岸 769.2 m					
物揚場 118.5 m					
船揚場 120.0 m					
臨港道路 401.2 m					

(豊成港)

(単位：千円)

施設の概況	平成28年度事業(見込)		事業計画 (H ~H)		事業内容
	事業費	事業量	事業費	事業量	
離岸堤 200.0 m					
突堤 160.0 m					
護岸 1,129.0 m					

(御崎漁港)

(単位：千円)

施設の概況	平成28年度事業(見込)		事業計画 (H ~H)		事業内容
	事業費	事業量	事業費	事業量	
防波堤 413.2 m					
護岸 687.4 m					
物揚場 159.5 m					
船揚場 104.5 m					

(御来屋漁港)

(単位：千円)

施設の概況	平成28年度事業(見込)		事業計画 (H ~H)		事業内容
	事業費	事業量	事業費	事業量	
防波堤 473.5 m					
防砂堤 450.0 m					
護岸 1,935.4 m					
物揚場 544.9 m					
船揚場 150.6 m					

(平田漁港)

(単位：千円)

施設の概況	平成28年度事業(見込)		事業計画 (H ~H)		事業内容
	事業費	事業量	事業費	事業量	
防波堤 375.1 m					
護岸 1,148.8 m					
船揚場 30.0 m					

資料 7 1 重要水防区域の現況

河川名	水防区 番号	重要水防箇所					重要度
		大字	左岸延長	右岸延長	予想される原因	工法	
甲川	15	塩津～ 石井垣	900 m	900 m	決壊	木流工	A
〃	〃	羽田井	490 m	560 m	浸食	積土俵工	特A
三谷川	〃	新田	300 m	300 m	溢水・決壊	積土俵工	A
くずくし川	〃	下市	880 m	880 m	溢水・決壊	積土俵工	A
後谷川	〃	高橋	3,300 m	3,300 m	溢水・決壊	積土俵工	B
宮川	〃	松河原～ 庄田	595 m	653 m	溢水・決壊	積土俵工 木流工	A
寺谷川	〃	東坪	1,650 m	1,650 m	溢水・洗掘	積土俵工 木流工	B
名和川	〃	御来屋～ 門前	125 m	125 m	溢水	積土俵工	B
〃	〃	旧奈和	680 m	660 m	浸食・洗掘	積土俵工	A
東谷川	〃	東谷～ 下坪田	240 m	240 m	決壊	木流工	A
蛇の川	〃	名和～ 茶畑	2,500 m	2,500 m	溢水・洗掘	積土俵工 木流工	B
阿弥陀川	〃	福尾～ 福田	600 m	310 m	決壊	木流工	B
〃	〃	高田～ 坊領	1,500 m	1,500 m	溢水・決壊	積土俵工 木流工	B
坊領川	〃	佐摩～ 今在家	580 m	620 m	浸食・洗掘	積土俵工	A
谷川	〃	平田～ 稲光	380 m	350 m	決壊	木流工	B

資料 7 2 水防資材の受払簿

資材名	受		払		備考
	年月日	数量	年月日	数量	

資料73 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域一覽

1 土石流

(平成26年度調書)

危険箇所番号	区域名	所在地	土砂災害特別警戒区域(レッド区域)の有無	保全人家戸数		レッド指定日
		大字		イエロー区域内	レッド区域内	
I-2-27-33-1	大山寺谷川	大山	有	23	4	H26.12.16
I-2-27-33-2	大山谷川	大山	有	8	0	H26.12.16
I-2-25-33-3	水穴川	飯戸	有	16	0	H26.12.16
I-2-25-33-4	門野川	明間	無	8		
I-2-25-33-5	岡ノ谷川	佐摩	有	8	0	H26.12.16
I-2-32-33-6	妻木川	長田	無	54		
I-2-32-33-7	富岡谷	富岡	有	4	4	H26.12.16
I-2-25-33-8	種原二	種原	有	3	0	H26.12.16
I-2-25-33-9	種原一	種原	有	1	0	H26.12.16
I-2-25-33-10	飯戸二	前	有	23	0	H26.12.16
I-2-30-34-1	大谷川	加茂	有	0	0	H26.12.16
II-2-25-33-1	三坂	三坂	有	0	0	H26.12.16
II-2-25-33-2	飯戸一	飯戸	無	3		
II-2-25-34-1	川手川	高田	有	3	3	H26.12.16

2 急傾斜地崩壊

危険箇所番号	区域名	所在地	土砂災害特別警戒区域(レッド区域)の有無	保全人家戸数		レッド指定日
		大字		イエロー区域内	レッド区域内	
I-954	別所地区	豊房	有	6	0	H26.12.16
I-955	香取地区	香取	有	0	0	H26.12.16
I-956	中門院谷地区	中門院谷	有	3	1	H26.12.16
I-957	立の坂下地区	立の坂下	有	0	0	H26.12.16
I-958	滝坂の下地区	滝坂	有	6	0	H26.12.16
I-959	飯戸下地区	飯戸	有	18	6	H26.12.16
I-960	豊成地区	豊成	有	3	2	H26.12.16
I-961	豊成2地区	豊成	有	17	1	H26.12.16
I-962	倉谷地区	倉谷	無	3		
I-963	小竹東地区	小竹	有	9	0	H26.12.16
I-964	小竹西地区	小竹	有	20	4	H26.12.16
I-965	下坪地区	東坪	有	26	10	H26.12.16
I-966	御来屋東地区	御来屋	有	29	13	H26.12.16

危険箇所番号	区域名	所在地	土砂災害特別警戒区域(レッド区域)の有無	保全人家戸数		レッド指定日
		大字		イエロー区域内	レッド区域内	
I-969	下坪田地区	名和	有	4	2	H26.12.16
I-970	門前地区	門前	無	10		
I-971	梶原地区	加茂	有	5	0	H26.12.16
I-972	東谷地区	名和	有	1	1	H26.12.16
I-973	梶原2地区	加茂	有	3	0	H26.12.16
I-974	旧奈和2地区	加茂	有	8	1	H26.12.16
I-975	旧奈和地区	加茂	有	8	1	H26.12.16
I-977	押平地区	押平	無	2		
I-978	福田地区	大塚	無	3		
I-979	八重下地区	八重	有	3		H26.12.16
I-980	八重上地区	八重	無	5		
I-981	束積地区	束積	有	9		H26.12.16
I-983	高橋地区	高橋	有	9		H26.12.16
I-984	殿河内地区	殿河内	有	2		H26.12.16
I-985	庄田地区	松河原	有	5		H26.12.16
I-986	松河原地区	松河原	有	8		H26.12.16
I-1172	旧奈和3地区	加茂	有	7	0	H26.12.16
I-1460	妻木地区	妻木	有	4	2	H26.12.16
I-1461	一ノ谷地区	一ノ谷	有	3	0	H26.12.16
I-1462	種原地区	種原	有	1	0	H26.12.16
I-1463	大山地区	大山	有	2	1	H26.12.16
I-1464	大雀地区	大塚	有	0	0	H26.12.16
I-1465	羽田井地区	羽田井	有	1		H26.12.16
I-1466	樋谷地区	退休寺	有	4		H26.12.16
I-1467	高橋地区	高橋	有	4		H26.12.16
I-1469	関見地区	羽田井	有	1		H26.12.16
I-1470	下市地区	下市	有	7		H26.12.16
I-人工41	西坪地区	西坪	有	4	2	H26.12.16
I-人工42	羽田井地区	羽田井	有	5		H26.12.16
I-人工43	下市地区	下市	有	12		H26.12.16
II-3026	平田地区	平田	有	2	0	H26.12.16
II-3027	長田地区	長田	有	1	1	H26.12.16
II-3028	長田2地区	長田	有	0	0	H26.12.16

危険箇所番号	区域名	所在地	土砂災害特別警戒区域(レッド区域)の有無	保全人家戸数		レッド指定日
		大字		イエロー区域内	レッド区域内	
Ⅱ-3029	佐摩地区	佐摩	有	1	0	H26.12.16
Ⅱ-3030	原地区	原	有	0	0	H26.12.16
Ⅱ-3031	原2地区	原	有	0	0	H26.12.16
Ⅱ-3032	宮内地区	宮内	有	0	0	H26.12.16
Ⅱ-3033	一ノ谷2地区	一ノ谷	有	3	1	H26.12.16
Ⅱ-3034	一ノ谷3地区	一ノ谷	有	1	1	H26.12.16
Ⅱ-3035	大谷地区	大谷	有	2	1	H26.12.16
Ⅱ-3037	大山2地区	大山	有	0	0	H26.12.16
Ⅱ-3038	大山3地区	大山	有	0	0	H26.12.16
Ⅱ-3039	御来屋地区	御来屋	有	1	0	H26.12.16
Ⅱ-3040	坪田一区地区	名和	有	1	1	H26.12.16
Ⅱ-3041	坪田二区2地区	名和	有	4	3	H26.12.16
Ⅱ-3042	豊成3地区	豊成	有	0	0	H26.12.16
Ⅱ-3043	豊成4地区	豊成	有	2	1	H26.12.16
Ⅱ-3044	豊成5地区	豊成	有	2	0	H26.12.16
Ⅱ-3045	加茂地区	加茂	有	1	1	H26.12.16
Ⅱ-3046	豊成6地区	豊成	有	1	1	H26.12.16
Ⅱ-3048	文殊領地区	古御堂	有	1	1	H26.12.16
Ⅱ-3049	旧奈和4地区	加茂	有	0	0	H26.12.16
Ⅱ-3051	加茂3地区	加茂	有	4	1	H26.12.16
Ⅱ-3052	神田地区	加茂	有	0	0	H26.12.16
Ⅱ-3053	加茂4地区	加茂	有	0	0	H26.12.16
Ⅱ-3054	加茂5地区	加茂	無	1		
Ⅱ-3055	高田地区	高田	有	3	3	H26.12.16
Ⅱ-3056	羽田井2地区	羽田井	有	2		H26.12.16
Ⅱ-3057	退休寺2地区	退休寺	有	1		H26.12.16
Ⅱ-3058	下市2地区	上市	有	1		H26.12.16
Ⅱ-3060	束積2地区	束積	有	1		H26.12.16
Ⅱ-3061	束積3地区	束積	有	4		H26.12.16
Ⅱ-3062	退休寺3地区	退休寺	有	1		H26.12.16
Ⅱ-3063	高橋3地区	高橋	無	0		
Ⅱ-3069	林ノ峰4地区	松河原	有	1		H26.12.16
Ⅱ-3072	庄田2地区	松河原	無	0		

危険箇所番号	区域名	所在地	土砂災害特別警戒区域(レッド区域)の有無	保全人家戸数		レッド指定日
		大字		イエロー区域内	レッド区域内	
Ⅱ-3073	二本松9地区	殿河内	有	1		H26.12.16
Ⅱ-3074	樋谷2地区	退休寺	有	1		H26.12.16
Ⅱ-3075	羽田井3地区	羽田井	有	1		H26.12.16
Ⅱ-3076	羽田井4地区	羽田井	有	1		H26.12.16
Ⅱ-3078	羽田井6地区	羽田井	有	1		H26.12.16
Ⅱ-3079	二本松4地区	下市	有	1		H26.12.16
Ⅱ-3080	二本松5地区	下市	有	1		H26.12.16
Ⅱ-3082	二本松7地区	殿河内	有	1		H26.12.16
Ⅱ-3084	下甲地区	下甲	有	1		H26.12.16
Ⅱ-3618	富長地区	富長	有	4	0	H26.12.16
Ⅱ-3647	下市3地区	下市	有			H26.12.16
Ⅱ-3648	梶原4地区	加茂	有			H26.12.16
Ⅱ-3649	平田2地区	平田	有			H26.12.16
Ⅲ-4312	妻木2地区	妻木	有			H26.12.16
Ⅲ-4315	束積4地区	束積	有			H26.12.16
Ⅲ-4316	束積5地区	束積	有			H26.12.16
Ⅲ-4317	羽田井7地区	羽田井	有			H26.12.16

資料74 土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所一覧

1 土石流危険溪流一覧

(名和地区)

(平成26年度調査)

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 大字	保 全 対 象			備考
					人家 戸数	公共施設等		
						種類	数	
2-30-34-1	名和川	名和川	大谷川	加茂	8	事業所、管理棟	2	I
2-25-34-1	川手川	川手川	川手川	高田	3			II

(大山地区)

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地 大字	保 全 対 象			備考
					人家 戸数	公共施設等		
						種類	数	
2-27-33-1	佐陀川	佐陀川	大山寺谷川	大山寺	0	事業所、旅館	11	I
2-27-33-2	佐陀川	佐陀川	大山谷川	大山	0	事業所、旅館	25	I
2-25-33-3	阿弥陀川	飯戸川	水穴川	飯戸	17	旧集会所	1	I
2-25-33-4	阿弥陀川	坊領川	門野川	赤松	6	集会所	1	I
2-25-33-5	阿弥陀川	坊領川	岡ノ谷川	佐摩	8			I
2-32-33-6	妻木川	妻木川	妻木川	長田	25	公民館、児童館	2	I
3-32-33-7	妻木川	妻木川	富岡谷	妻木	5			I
2-25-33-8	阿弥陀川	飯戸川	種原二	飯戸	5			I
2-25-33-9	阿弥陀川	飯戸川	種原一	飯戸	1	集会所	1	I
2-25-33-10	阿弥陀川	阿弥陀川	飯戸二	前	22	公民館	1	I
2-25-33-1	阿弥陀川	坊領川	三坂	今在家	2			II
2-25-33-2	阿弥陀川	飯戸川	飯戸一	飯戸	2			II

(中山地区には土石流危険溪流はなし)

2 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

(中山地区)

(平成26年度調査)

箇所番号	箇所名	所在地		人家 戸数	保 全 対 象		備考
		大字	小字		公共施設等		
					種類	数	
979	八重下	八重	上屋敷	5			I
980	八重上	八重	上屋敷	5			I
981	束積	束積	仏坂	9			I
983	高橋	高橋	河端	10			I
984	殿河内	殿河内		6			I
985	庄田	松河原	庄田屋敷	7			I

箇所番号	箇所名	所在地		保全対象			備考
		大字	小字	人家戸数	公共施設等		
					種類	数	
986	松河原	松河原	宮木	15			I
1465	羽田井	羽田井		1			I
1466	樋谷	退休寺	樋谷	5			I
1467	高橋	高橋		5			I
1468	退休寺	退休寺		5			I
1469	関見	羽田井	関見	0			I
1470	下市	下市		5			I
人工42	羽田井	羽田井		5			I
人工43	下市	下市		22			I
3056	羽田井2	羽田井		1			II
3057	退休寺2	退休寺		4			II
3058	下市2	上市		3			II
3059	八重	八重		1			II
3060	束積2	束積		1			II
3061	束積3	束積		4			II
3062	退休寺3	退休寺		1			II
3063	高橋3	高橋		1			II
3064	高橋4	高橋		1			II
3065	二本松	下市		1			II
3066	林ノ峰	松河原		1			II
3067	林ノ峰2	松河原		1			II
3068	林ノ峰3	松河原		1			II
3069	林ノ峰4	松河原		1			II
3070	二本松2	下市		1			II
3071	二本松3	下市		1			II
3072	庄田2	松河原		1			II
3073	二本松9	松河原		1			II
3074	樋谷2	退休寺		1			II
3075	羽田井3	羽田井		1			II
3076	羽田井4	羽田井		1			II
3077	羽田井5	羽田井		1			II
3078	羽田井6	羽田井		1			II
3079	二本松4	下市		1			II

箇所番号	箇所名	所在地		保全対象			備考
		大字	小字	人家戸数	公共施設等		
					種類	数	
3080	二本松5	下市		1			Ⅱ
3081	二本松6	下市		1			Ⅱ
3082	二本松7	下市		1			Ⅱ
3083	二本松8	下市		1			Ⅱ
3084	下甲	下甲		1			Ⅱ
3647	下市3	下市					Ⅱ
4314	庄田4	松河原		0			Ⅲ
4315	束積4	束積		0			Ⅲ
4316	束積5	束積		0			Ⅲ
4317	羽田井7	羽田井		0			Ⅲ

(名和地区)

箇所番号	箇所名	所在地		保全対象			備考
		大字	小字	人家戸数	公共施設等		
					種類	数	
960	豊成	豊成	上下田	7	公民館	1	Ⅰ
961	豊成2	豊成	東後田	14			Ⅰ
962	倉谷	倉谷	馬場川	6			Ⅰ
963	小竹東	小竹		8			Ⅰ
964	小竹西	小竹	上三坂	23			Ⅰ
965	下坪	東坪	下坪	25			Ⅰ
966	御来屋東	御来屋		59	役場、公民館	2	Ⅰ
969	下坪田	名和		10	公民館	1	Ⅰ
970	門前	門前	上屋敷	10			Ⅰ
971	梶原	加茂	京力	10	旧保育所、郵便局	2	Ⅰ
972	東谷	名和	天王前	5			Ⅰ
973	梶原2	加茂	客馬場	5			Ⅰ
974	旧奈和2	加茂	小丸山	6			Ⅰ
975	旧奈和	加茂	小丸山	9			Ⅰ
977	押平	押平	内田	7			Ⅰ
978	福田	大塚		5			Ⅰ
1172	旧奈和3	加茂		16	旧公民館、広場	2	Ⅰ
1464	大雀	大塚	大雀	1	宿泊所	1	Ⅰ
人工41	西坪	西坪		7			Ⅰ
3039	御来屋	御来屋		2			Ⅱ

箇所番号	箇所名	所在地		保全対象			備考
		大字	小字	人家戸数	公共施設等		
					種類	数	
3040	坪田一区	名和		4			Ⅱ
3041	坪田二区 2	名和		1			Ⅱ
3042	豊成 3	豊成		1			Ⅱ
3043	豊成 4	豊成		2			Ⅱ
3044	豊成 5	豊成		2			Ⅱ
3045	加茂	加茂		1			Ⅱ
3046	豊成 6	豊成		2			Ⅱ
3047	豊成 7	豊成		1			Ⅱ
3048	文珠領	古御堂		1			Ⅱ
3049	旧奈和 4	加茂		1			Ⅱ
3050	加茂 2	加茂		2			Ⅱ
3051	加茂 3	加茂		4			Ⅱ
3052	神田	神田		1			Ⅱ
3053	加茂 4	加茂		2			Ⅱ
3054	加茂 5	加茂		1			Ⅱ
3055	高田	高田		3			Ⅱ
3618	富長	富長					Ⅱ
3648	梶原 4	加茂					Ⅱ

(大山地区)

箇所番号	箇所名	所在地		保全対象			備考
		大字	小字	人家戸数	公共施設等		
					種類	数	
954	別所	豊房	東屋敷	6			Ⅰ
955	香取	豊房		0	旧分校	1	Ⅰ
956	中門院谷	大山	中門院谷	4	旅館	3	Ⅰ
957	立の坂下	大山	立の坂下	0	宿泊所	1	Ⅰ
958	滝坂の下	赤松	滝坂	10	集会所	1	Ⅰ
959	飯戸下	飯戸	上の山	24			Ⅰ
1460	妻木	妻木		5			Ⅰ
1461	一ノ谷	赤松		6			Ⅰ
1462	種原	飯戸		6			Ⅰ
1463	大山	大山		1			Ⅰ
3026	平田	平田		2			Ⅱ
3027	長田	長田		1			Ⅱ

箇所番号	箇所名	所在地		保全対象			備考
		大字	小字	人家戸数	公共施設等		
					種類	数	
3028	長田 2	長田		2			Ⅱ
3029	佐摩	佐摩		2			Ⅱ
3030	原	豊房		1			Ⅱ
3031	原 2	豊房		1			Ⅱ
3032	宮内	宮内		2			Ⅱ
3033	一ノ谷 2	赤松		1			Ⅱ
3034	一ノ谷 3	赤松		3			Ⅱ
3035	大谷	赤松		4			Ⅱ
3036	飯戸	飯戸		1			Ⅱ
3037	大山 2	大山		1			Ⅱ
3038	大山 3	大山					Ⅱ
3649	平田 2	平田					Ⅱ
4312	富岡	妻木		0			Ⅲ
4313	長田 3	長田		0			Ⅲ

資料 7 5 山地災害危険地区

1 山腹崩壊危険地区（民有林）

（平成 2 6 年度調査）

危険地区の危険度	治山事業進捗状況	位置		公共施設等		
		大字	小字	人家戸数	公共施設 (道路除く)	道路
C	無	妻木	寺坂	5	0	町
B	無	佐摩	赤滝	6	0	町
B	無	飯戸	上ミ上ノ山	13	0	林
C	一部概成	豊房	向林	8	0	町
B	一部概成	豊房	尾原	0	1	県
C	概成	大山	上横手	0	0	町
C	一部概成	赤松	本村屋敷	2	0	町
B	無	赤松	夏焼	8	0	町
C	無	大山	ウヱノハラ	5	0	県
B	無	佐摩	ミナトニ	2	0	町
C	無	豊房	ツツニ	0	0	県
C	無	赤松	ツノノ	0	0	県
C	無	飯戸	材ノ	9	0	町

危険地区 の危険度	治山事業 進捗状況	位置		公共施設等		
		大字	小字	人家 戸数	公共施設 (道路除く)	道路
C	無	豊房	コル	0	0	県
C	無	飯戸	カミオタニ	4	0	町
B	無	飯戸	カミミヅアサ	8	0	町
C	無	赤松	クノノカ	1	0	町
A	無	赤松	コノヤマ	10	0	町
C	無	前	カトコ	0	0	県
C	無	豊房	フルエ	0	0	県
B	一部概成	豊成	浜坂	19	0	県
B	一部概成	豊成	下西空	13	0	県
C	一部概成	豊成	タイ免平	4	0	県
C	一部概成	豊成	上山合	5	0	町
B	概成	東坪	的場	20	1	県
B	一部概成	御来屋	宮ノ前	11	2	町
B	一部概成	御来屋	岩屋畑	24	4	県
A	無	倉谷	成	10	0	町
B	一部概成	小竹	上ノ坂	10	0	町
B	一部概成	小竹	下家の空	30	0	県
C	一部概成	加茂	市助	1	0	県
C	無	名和	小谷	1	0	町
B	一部概成	名和	乙ヶ谷	3	1	県
B	無	加茂	山崎	11	2	県
B	概成	加茂	樋田	12	1	県
B	概成	門前	下屋敷	41	1	町
A	概成	名和	後谷	15	1	町
C	無	名和	小道の山	1	0	町
C	一部概成	富長	広畑	4	0	町
B	無	高田	ジユハバイザワ	4	1	町
C	無	加茂	ヨゴロ	1	0	町
C	無	加茂	ワリシ	2	0	町
C	概成	御崎	下山	0	0	
B	無	松河原	宮木	8	1	県
B	概成	下市	入道	19	0	県
B	無	束積	佛坂	9	0	県

危険地区 の危険度	治山事業 進捗状況	位置		公共施設等		
		大字	小字	人家 戸数	公共施設 (道路除く)	道路
C	無	束積	地獄谷西原	1	0	
B	概成	羽田井	屋敷	20	1	町
C	未成	高橋	河端	7	0	町
C	一部概成	羽田井	退休寺原	0	0	
C	無	羽田井	萩原	1	0	県
C	概成	松河原	東庄田	7	0	町
C	一部概成	下市	ミヤシゲ西峰	0	0	県
C	無	羽田井	コバタ	0	0	県
C	無	羽田井	ハギワラ	1	0	県

2 崩壊土砂流出危険地区（民有林）

（平成26年度調査）

危険地区 の危険度	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置		公共施設等		
			大字	小字	人家 戸数	公共施設 (道路除く)	道路
C	17	無	大山	上の原	0	0	県
C	191	概成	前	川床	0	0	県
C	95	一部概成	今在屋	西林	2	0	県
C	33	概成	赤松	菅イダ谷	0	0	林
B	22	概成	赤松	水瀧	4	0	町
C	13	一部概成	赤松	中曽根	0	0	
C	16	一部概成	赤松	中曽根	0	0	林
C	37	一部概成	赤松	門野	0	0	林
C	181	一部概成	赤松	上原	0	0	県
A	105	一部概成	長田	金田山	108	1	県
C	130	一部概成	前	倉井	0	0	県
B	210	一部概成	赤松	団子坂	21	0	県
C	10	一部概成	赤松	鍋山	0	0	林
A	1012	一部概成	豊房	アワガヒ	32	4	県
B	3	無	飯戸	コウジノビラ	27	0	町
B	17	無	飯戸	トヤマ	32	0	林
B	98	無	坊領	シラツツ	15	0	県
A	18	無	赤松	ミズタ	11	0	町
C	159	概成	加茂	手折	9	0	県
C	25	一部概成	加茂	手折	8	0	県

危険地区 の危険度	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置		公共施設等		
			大字	小字	人家 戸数	公共施設 (道路除く)	道路
B	142	一部概成	倉谷	牛御谷	17	2	町
C	14	一部概成	高田	長・通	4	0	県
C	343	一部概成	高橋	東小枕	4	0	県
C	35	概成	羽田井	中山原	0	0	林
C	131	概成	羽田井	遠茶畑	0	0	県
B	290	一部概成	羽田井	退休寺原	17	0	県
C	130	概成	羽田井	大谷	2	0	林
C	238	一部概成	退休寺	大谷	5	0	林
C	143	一部概成	松河原	七曲峰	5	0	県
C	7	概成	御崎	東山	0	0	町

資料 7 6 公用負担権限委任証明書

公用負担命令権限委任証

所 属

氏 名

上記の者は 区域における水防法第 2 8 条第 1 項の権限行使を委任した
ことを証明する。

年 月 日

公用負担命令者 職 名

氏 名 印

資料 7 7 公用負担命令書

第 号

公 用 負 担 命 令 書

負担者 住 所

氏 名

物 件	数 量	負担内容（使用、収容処分）	期 日	摘 要

年 月 日

命令者 職 名

氏 名 印

資料 78 雨量観測所及び水位観測所一覧

1 雨量観測所

河川名	観測所名	位置	種類	管理者名	観測担当者	連絡先
甲川	下市	塩津	アメダス	鳥取地方気象台	鳥取地方気象台 職員	0857-29-1311
日野川	大山	大山				
甲川	羽田井	羽田井	テレメータ	鳥取県	西部総合事務所 県土整備局職員	0859-31-9711
阿弥陀川	今在家	今在家				
下市川	下市	下市				
阿弥陀川	神原	神原				
佐陀川	大山寺	大山寺				
	名和	名和				
	神田	神田				

2 水位観測所

水系名	河川名	観測所名	位置	水位観測 機器	水防団待機 水位	はん濫注 意水位	備考
江東川	江東川	稲光	上万	テレメータ	1.0m	1.8m	水位通報 河川
阿弥陀川	阿弥陀川	神原	神原		0.7m	1.2m	
名和川	名和川	名和	名和		1.2m	1.6m	
下市川	下市川	下市	下市		1.2m	1.8m	

資料 7 9 水防顛末報告

1 水防活動実績表

管 理 団 体 名	指 定 非 指 定 の 別	水防活動 延 人 員			水防活動費			使用（消費） 資 材 費			合 計 (A)+(B)	水防活動を 行った主な 河川海岸、 湖 沼 名	水防活動 を行った 期 間	備 考
		水防 消防 団	そ の 他	計	出 勤 手 当	そ の 他	小 計 (A)	主 要 資 材	そ の 他	小 計 (A)				

- (注) 1. 水防活動費のその他については、内容を備考欄に記入すること。
 2. 使用（消費）資材費については、様式2による区分により転記すること。
 3. 水防活動を行った期間は、月 日から 月 日までと記入し同一市町村で同期間中に再度水防活動を行った場合には、その旨判別できるように記入すること。
 4. 水防活動に対する問題点等特記すべき事項があるときは備考欄に記入すること。

2 水防活動による使用（消費）資材費内訳

管 理 団 体 名	主 要 資 材 内 訳						そ の 他 資 機 材						合 計		備 考
	空 袋		な わ		小 計		発 煙 筒		か ー パ ー ト		小 計		数 量	金 額	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額			

- (注) 1. 主要資材内訳の欄には、次にかかげる資材のうち該当するものを記入すること。空袋・かます・布袋類・たたみ・むしろ・なわ・竹・生木・丸太・杭・釘・板類・鉄線・かすがい・蛇籠及び置石。
 2. その他資器材の欄には、上記1. 以外のものを記入すること。
 3. 主要器材ならびに、その他資器材のうち専用又は転用できるもの又は災害復旧事業の対策となるものは、それぞれに応じ価格を減じて記入すること。
 4. 資材類については、水防倉庫に備蓄しているもの以外のものを記載する。

資料 80 町内の主な樋門及びため池

1 町内の主な樋門

番号	河川名	樋門名	位置	構造	高さ・幅(m)	管理者	備考
1	阿弥陀川	福尾大井手	所子	木製	H=1.1, L=1.0	福尾大井手水利組合	手動
2	〃	平木井手	神原	〃	H=1.2, L=1.2	平木井手水利組合	〃
3	〃	稲光井手	平	〃	H=1.0, L=1.6	稲光井手土地改良区	〃
4	〃	滝根井手	坊領	〃	H=1.2, L=1.0	滝根井手組合	〃
5	〃	坊領大井手	今在家	〃	H=1.4, L=1.4	坊領井手組合	〃
6	〃	城山井手	福尾	鋼製	H=1.2, L=1.1	城山井手組合	〃
7	〃	所子井手	神原	〃	H=1.2, L=1.1	所子井手組合	〃
8	江東川放水路	洪水調整	平	〃	H=0.4, L=2.0	鳥取県	電動

2 町内の主なため池（堤高15m以上）

地区名	所在地	構造	堤高	堤長	貯水量	受益面積	管理者名	備考
川手川第2ダム	豊房	コンクリート	17m	46m	147千m ³	2.28k m ²	稲光井手土地改良区 庄内土地改良区	
牛卸池	倉谷	土堰堤	15m	82m	134千m ³	0.47k m ²	牛卸池水利組合	
寺谷池	東坪	〃	15m	95m	102千m ³	1.00k m ²	新田井手組合	

資料 8 1 危険物取扱公共施設一覧表

(平成 3 0 年 3 月現在)

取 扱 所	貯蔵所等の別	設 置 場 所
中山中学校	一般取扱所	大山町下甲 9 5 1 - 1
中山農村環境改善センター	地下タンク貯蔵所	大山町下甲 1 1 2 0
逢坂農産物処理加工所	地下タンク貯蔵所	大山町住吉 9 2 1
中山温泉館・生活想像館	地下タンク貯蔵所	大山町赤坂 7 0 6
名和公民館	地下タンク貯蔵所	大山町御来屋 2 6 3 - 1
夕日の丘神田・山香荘	地下タンク貯蔵所	大山町加茂 2 6 6 3
大山小学校	地下タンク貯蔵所	大山町佐摩 3 4 0
大山中学校	一般取扱所	大山町所子 3 1 0
保健福祉センターだいせん	地下タンク貯蔵所	大山町末長 5 0 3
大山保育所	地下タンク貯蔵所	大山町今在家 7 3 0 - 3
だいせんホワイトリゾートサービスセンター	地下タンク貯蔵所	大山町大山国有林 9 6 イ
大山中の原スキーセンター	自家用給油取扱所 地下タンク貯蔵所	大山町大山 1 4 5 - 2
大山中の原スキー場	屋外貯蔵所 地下タンク貯蔵所 一般取扱所	大山町大山 3 9 - 5

大山町地域防災計画（資料編）

－平成29年度修正－

編 集 大山町

発 行 平成30年3月

